

第2期 滋賀県教育振興基本計画（原案）

目次

はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 滋賀の教育をめぐる現状と課題

- 1 社会情勢の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 子どもをめぐる状況の変化・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 教育の現状を踏まえた課題・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 滋賀らしい教育の一層の推進・・・・・・・・・・・・・・ 12

第2章 第1期計画の成果と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第3章 滋賀の教育が目指す姿

- 1 目指す将来の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 2 目指す教育の姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 目指す人間像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 4 計画における教育の基本目標・・・・・・・・・・・・・・ 36

第4章 今後5年間に実施する施策と重点取組

- 柱1 子どものたくましく生きる力を育む・・・・・・・・ 39
- 柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる・・・・・・・・ 52
- 柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する・・・ 62
- 重点課題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- ライフステージごとの重点取組・・・・・・・・・・・・・・ 74

第5章 計画の推進のための方策

- 1 教育に関わる各主体の役割分担と連携・・・・・・・・ 81
- 2 各部局の横断的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し・・・・・・・・・・・・ 81

1 計画策定の趣旨

「個人の尊厳」や「人格の完成」さらには「公共の精神」「自立心や道徳心」「豊かな人間性と創造性」「伝統の継承」といった教育の理念を規定する教育基本法に基づき、本県では、平成21年(2009年)7月、「滋賀県教育振興基本計画」(計画期間：平成21年度(2009年度)から25年度(2013年度)) (以下「第1期計画」という。)を策定し、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」を基本目標として、市町をはじめ関係機関等と連携しながら教育施策の総合的な推進を図ってきました。

しかしこの間、人口減少社会、少子高齢社会の進行さらにはグローバル化や高度情報化の進展など社会や経済の変化は著しく、教育やそれを取りまく状況に様々な影響を及ぼすとともに、新たな課題が顕在化しています。

また、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災をはじめ、いじめや体罰の問題、通学路における安全などが社会問題となり、何よりも子どもの視点に立ち、安全で安心して学校生活を送ることができる環境づくりが強く求められています。

一方、子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体を培い、明日の滋賀を担う自立したたくましい人を育てることは、変わる事のない教育の大きな使命です。豊かな自然や文化に恵まれた本県の特徴を生かした滋賀らしい教育の推進により、子どもの生きる力の一層の育成を図っていく必要があります。

そのためには、教育の実効ある実施の裏付けとなる財政上の措置や体制づくりが適切に確保されなければなりません。

こうした点を踏まえるとともに、平成25年(2013年)6月14日に閣議決定された国の教育振興基本計画を参酌しつつ、現下の教育課題に対応し滋賀の教育の一層の推進を図っていくため、「第2期滋賀県教育振興基本計画」を策定し、実行していくこととします。

2 計画の基本的事項

(1) 性格

本計画は、次のような性格を有しています。

- ① 教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- ② 本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画
- ③ 滋賀県基本構想の推進に関する規程第2条第1項に基づいて策定した「滋賀県基本構想」を上位計画とし、本県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画

(2) 計画期間

平成26年度(2014年度)から30年度(2018年度)までの5年間とします。

(3) 計画における「教育」の範囲

本計画において取り扱う「教育」は、教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含み¹、その時期にかかわることなく、各個人の主体的な学びである生涯学習を含むこととします。

また、知事部局、教育委員会、警察本部が所管する分野・施策を含み、本県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築することとします。

¹ 国立・私立の学校および県立大学で行われる教育内容等(各校の独立を尊重すべき部分)については、本計画では取り扱わないこととします。国立大学(附属校を含む)は平成16年(2004年)4月に、滋賀県立大学は平成18年(2006年)4月に法人化され、それぞれ国立大学法人、公立大学法人(地方独立行政法人)となりました。法律に基づいて作成される中期計画により運営されています。

第1章 滋賀の教育をめぐる現状と課題

教育基本法においては、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」と規定されています。

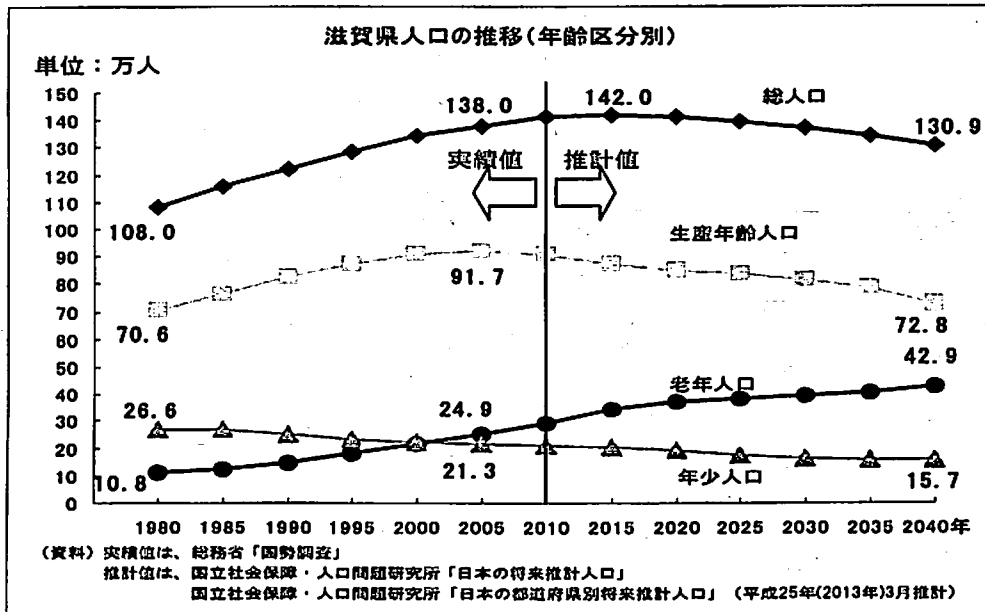
また、教育の目的として「人格の完成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」に向け、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間」「国家・社会の形成に主体的に参画する国民」「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」の育成を目指すことを明確にしています。

教育施策の方向性を示すにあたり、その拠り所となる教育の理念を踏まえつつ、教育をめぐる状況や第1期計画の成果と課題を総括し、この理念の達成に必要な教育のあり方を検討して、本計画を策定することとします。

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会、少子高齢社会の進行

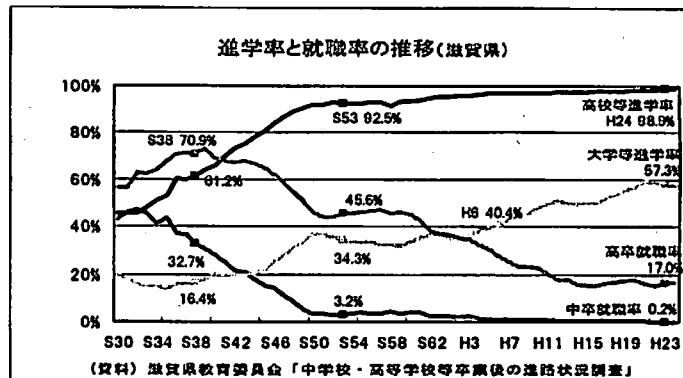
- 日本の人口は、平成17年(2005年)から減少に転じており、人口減少社会が到来するとともに、少子化・高齢化が進行しています。
- 本県においても、平成27年(2015年)前後に人口がピークに達した後、減少に転じることが見込まれています。年少人口の割合についても、全国的に見ると高いものの減少傾向にあり、今後一層の少子化・高齢化が進行することが見込まれます。



○ 平成24年(2012年)は高齢者1人を現役世代2.4人で支える「騎馬戦」型の社会と言われていますが、今後平成42年(2030年)頃には、1人を1.7人で支えることとなり、「肩車」型社会に近づくと見られます。人口減少社会、少子高齢社会の進行により、今後、経済規模の縮小や社会活力の低下等が進んでいくことが懸念されます。こうしたことから、男女共同参画社会の実現や生涯現役が求められる時代が訪れることが想定されます。

○ また、少子化・核家族化の進行や、家族自体が地域から孤立することで地域とのつながりが薄れ、子どもが家族以外の大人や異年齢の子どもと関わる機会が減少しています。

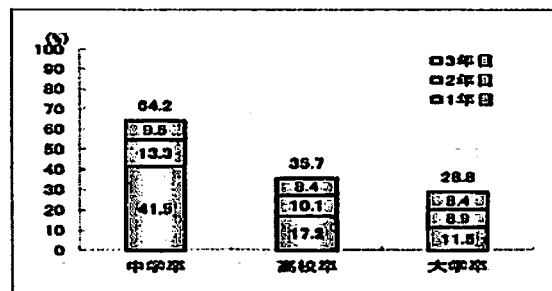
○ 本県におけるここ5年間の高等学校等への進学率、大学等への進学率は、ともにほぼ横ばいの状況(平成24年(2012年) 高等学校等：98.9%、大学等：57.3%)であり、多くの人が高等学校や大学等に進学する時代になりました。



○ そうした中、高等学校や大学等は、主体的な目的意識の有無、能力や適性、意欲や関心の程度が様々な生徒・学生を受け入れるようになってい

○ 日本の子どもは他国に比べ、将来就きたい仕事や自分の将来のために学習しようとする意識が低かったり、目的意識がはっきりしないまま高等学校・大学等に進学したりする生徒が多くいることが明らかになっており、子どもが学校での生活や学び、進路選択に、はっきりとした目的意識を持って取り組めていないという様子が浮かび上がっています。

○ また、厳しい経済状況の中、雇用形態も終身雇用を前提としたものから、非正規雇用など多様化が進んでいます。若年層の完全失業率や非正規雇用率の高さ、無業者や早期離職者の存在等に見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという現実があります。



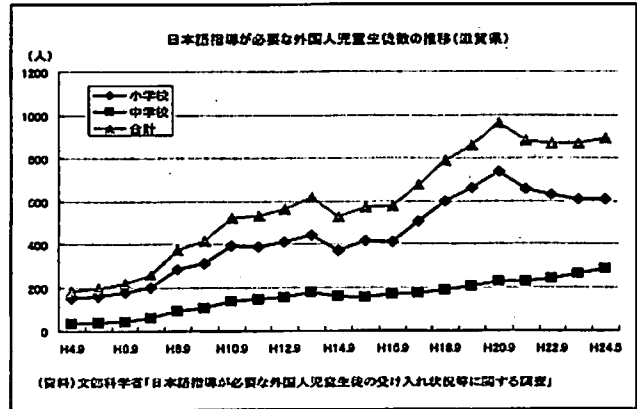
▲ 新規学卒者の離職状況(平成21年3月卒業者)
(資料)「厚生労働省職業安定業務統計」

(2) 国際化や情報化の進展に伴うグローバル社会の到来

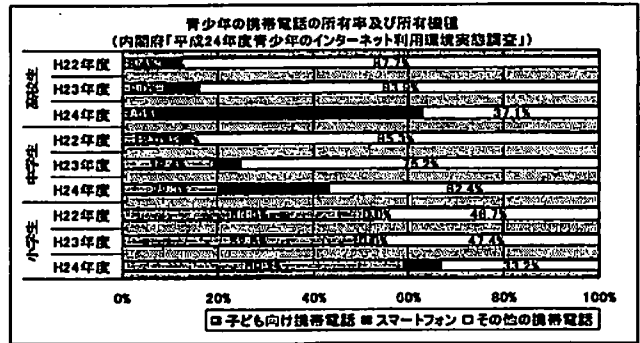
○ 世界全体において、グローバル化が加速する社会・経済にあつては、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等を身に付けた、

国際的に活躍できるグローバル人材の育成が重要となっています。また、イノベーションを実現する人材の育成を図り、成長分野の産業活性化、新産業の創出などの実現が求められています。

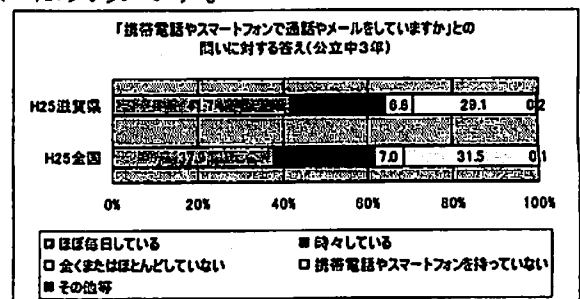
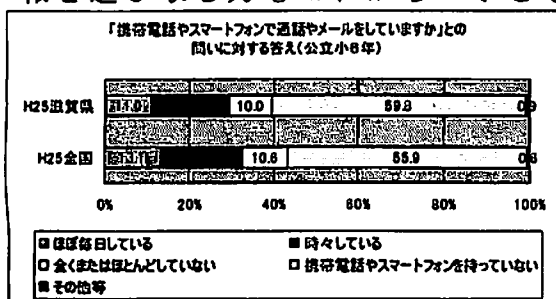
- 環境や食料、エネルギーなど、地球規模の課題が顕在化する中、日本はその技術力や人道支援などで国際貢献を行い、存在感を示しています。
- 一方、グローバル化により国内における日本語指導が必要な外国人児童生徒等は増加傾向にあり、本県においても同様の傾向があります。また、経済的な問題や保護者が日本語を理解していないことによる情報の不足など様々な理由で学齢期でありながら就学していない子どもは、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍および指導状況等調査」によると、平成24年(2012年)5月1日現在において17人が確認されています。



- 情報化という視点においては、携帯電話（スマートフォンを含む）の子どもへの普及が急速に進み、インターネット利用の常態化および利用の低年齢化が進んでいます。平成25年(2013年)3月に発表された内閣府調査によると、青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの割合が前年に比べ急速に増えていることがわかっています。各学校においては、購入の際にフィルタリングを設定することや、家庭でのルールづくりについて啓発しているものの、インターネット上の危険に対して知識の少ないまま利用している子どもも少なくありません。



- このような状況の中、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害やコミュニティサイトにおけるトラブルが新たな社会問題となっており、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれるケースやネット依存の問題も発生しています。また、インターネット上に存在する多くの情報の中から正しい情報を選び取る力もこれからの子どもには大切です。



2 子どもをめぐる状況の変化

(1) 東日本大震災からの教訓と学校安全の状況

- 平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方を中心に地震・津波、さらには原子力発電所の事故を伴う甚大な被害が引き起こされ、多くの子どもや学校も被害を受けることとなりました。その中で、安全な学校施設等の環境整備の重要性が再認識されるとともに、災害が起きた際に子ども自身が自らの命を守ることができる力を身に付けておくことの大切さや、学校と地域のつながりの重要性が認識されました。
- 本県の公立小・中学校の耐震化率は、平成24年度(2012年度)末で96.7%であり、全国平均の88.9%を上回っていますが、依然として耐震化工事が必要とされる建物が残されている状況です。また、県立学校における耐震化率は、平成24年度(2012年度)末で77.2%という状況にあり、早期の耐震化に向けて計画的に取り組む必要があります。さらに、構造体のみならず、非構造部材の耐震対策についても早期の対応が求められています。
- 通学路等で児童生徒に危害が加えられる事件が各地で発生し、大きな社会問題となっています。子どもが巻き込まれる事件・事故の発生を防ぐため、子どもの安全を確保する取組の推進や仕組みづくり等が求められます。

(2) 生徒指導上の諸問題

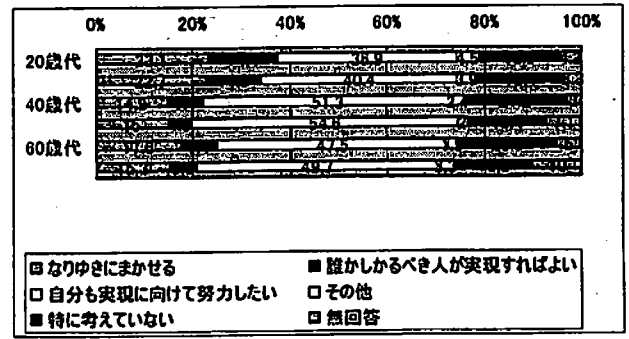
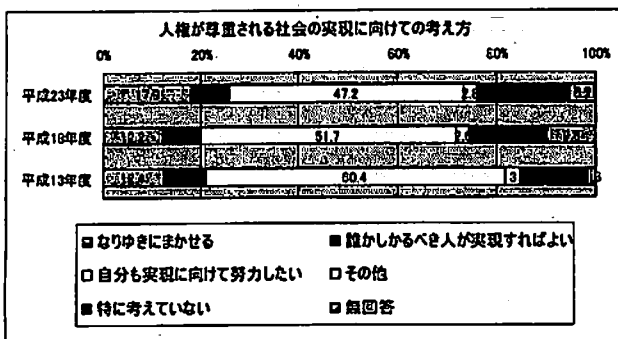
- 平成23年(2011年)の本県におけるいじめ事案を発端として、いじめに対する教職員の認識の甘さ、校内における情報共有のあり方、学校と市町教育委員会、県教育委員会との情報共有のあり方等についての問題が指摘されました。
- 平成25年(2013年)9月にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめの防止等の対策に関し、基本理念を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが求められています。
- 学校では、いじめ問題のみにとどまらず、暴力行為、不登校、問題行動、中途退学、被虐待児童への対応等、生徒指導上の課題が山積しています。近年は、その原因が複雑化・多様化しており、これまでの対応や学校だけの対応では解決が困難な事例が増加しています。
- 本県においては、いじめ認知件数が増加傾向にあるほか、不登校児童生徒数が全国と比較して多く、特に小学校における不登校児童在籍率が高い状況にあります。
- いじめ対策をはじめ、児童生徒の生徒指導上の諸問題への対応にあつては、教職員の子どもと向き合う時間を確保すること、担任だけで抱え込ま

ず学校全体で組織的な対応をすること、また、子どものSOSを読み取る教職員の感性や力量を高め、学校において積み上げてきた教育力を基盤に対策に取り組んでいくことが重要です。

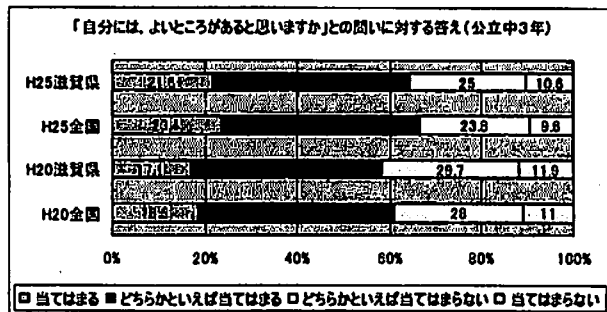
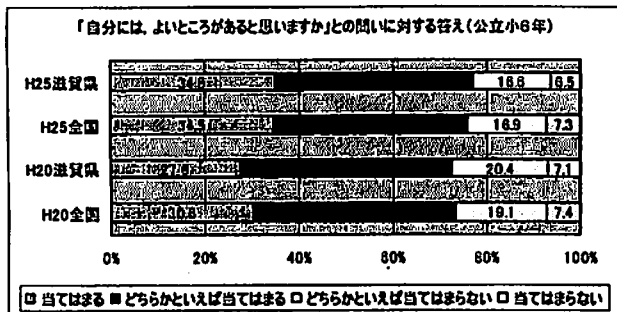
- さらに、子どもの抱える課題の多様性等を考慮すると、学校の教育力を補い、学校が本来有する力を十分発揮するための取組として、関係機関と連携を図ることも必要です。
- こうした問題は虐待やDVが背景となっている場合があり、子育ての基盤である家庭や地域と一体となり関係機関が連携しながら、子どもを守る環境づくりを進めていくことが重要です。

(3).....人権教育・道徳教育

- 平成23年度(2011年度)実施の「人権に関する県民意識調査」によると、「滋賀県は人権が尊重される社会になっている」と思う県民の割合は徐々に増えています。しかし一方で、人権が尊重される社会の実現に向けては、「なりゆきにまかせる」「誰かしかるべき人が実現すればよい」という消極的意見が若い世代に多いという結果が見られます。
- 現実には、全国で差別や偏見、暴力など人権に関わる問題が後を絶たず、子どもがいじめや虐待などの人権侵害を受ける事態も起きています。また、インターネット上での人権侵害も深刻さを増しています。
- 平成25年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、よいところがあると思いますか」との問いに対し、「当てはまる」または「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合が、中学校3年生で全国平均と比べてやや低いという調査結果が出ています。
- 自分のことが大切に思えない、相手の痛みがわからない、人間関係がうまくつくれないといった課題は、学校でのいじめや他者の人権を大切にしないことにつながっていくことも懸念されます。
- このような状況を受け、子どもに、自分とともに他の人の大切さを認めることや、感性豊かな心、規範意識等を身に付けさせることが求められています。



▲(資料)滋賀県「人権に関する県民意識調査」(平成23年度)

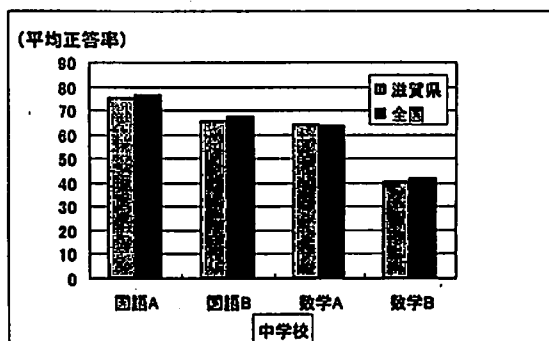
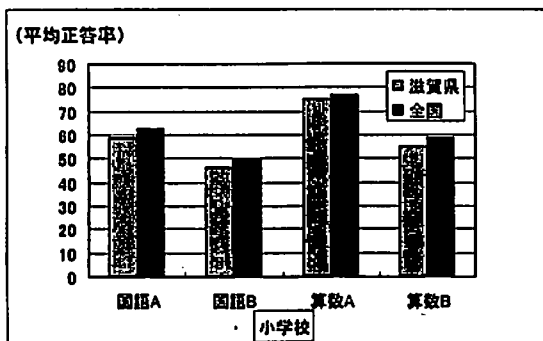


▲(資料)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成25年度)

3 教育の現状を踏まえた課題

(1) 子どもの学力・学習状況

- 本県の子どもの学力状況は、平成25年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」によれば、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、身に付けた知識・技能を活用すること、根拠を明確にして自分の考えを書くこと、自分で勉強するなどの学習意欲に課題がある等の傾向が見られます。特に小学校では全国の平均正答率との差が広がっており、国語の記述式の設問等での正答率が低くなっています。
- グローバル化や情報化等が一層進展し、複雑化、多様化が進む社会においては、社会の変化に対応できるよう自らがその個性と能力を伸ばし、生涯を通じて自身に必要な知識・能力を身に付けることが求められます。また、考え方の異なる人とも対話することで、新たな考えを生み出す力や新たな課題を主体的に解決していく力も求められます。
- このため、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力の育成、学習に対する意欲の向上、学習習慣の定着および社会変化を理解し柔軟に対応できる力等の育成が必要です。



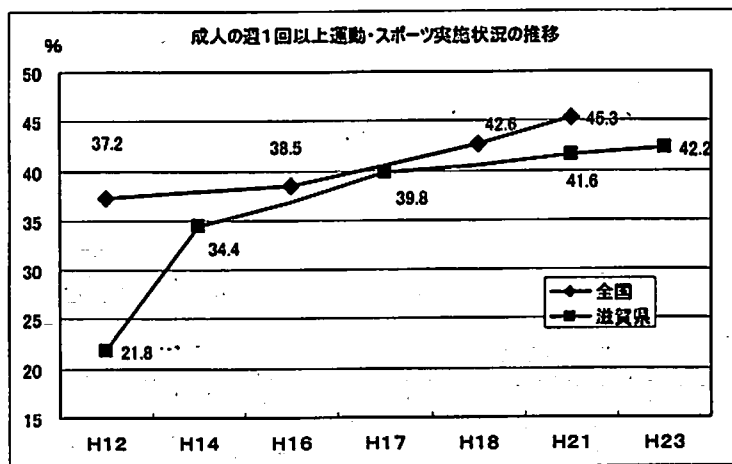
▲(資料)文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成25年度)

A…主として知識 B…主として活用

(2) 体力・運動能力の状況

- 本県の新体力テストにおける種目別平均値をみると、平成24年度(2012年度)の結果は過去3年間と比較し、最高値等を示した種目数の割合が高くなっており、体力はわずかながら向上傾向にあると言えます。しかし一方で、投力など低下傾向にある種目も見られます。また、平成24年度(2012年度)「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果では、全国と比べ小学校において体力合計点が低い状況にあります。
- 昭和56年(1981年)頃と比べ、近年の子どもの方が、背が高く、体格はよくなっていますが、体力や運動能力は全体的に劣っています。この背景には、生活の利便性が高まり、体を動かす機会が減少したこと、遊び場所や遊び仲間が減り、子どもの遊びの質が変化したことなどがあるものと考えられます。

- 本県の成人の定期的な運動・スポーツの実施率は全国平均を下回っており、「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年度(2009年度))、「第44回滋賀県政世論調査」(平成23年度(2011年度))によると、20歳代の女性、50歳代の男性の実施率が低いということがわかっています。



▲ (資料) 国:内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成21年度)に基づき文部科学省御計
県:第44回滋賀県政世論調査(平成23年度)に基づき本県教育委員会編出

(3) 魅力と活力ある学校づくり

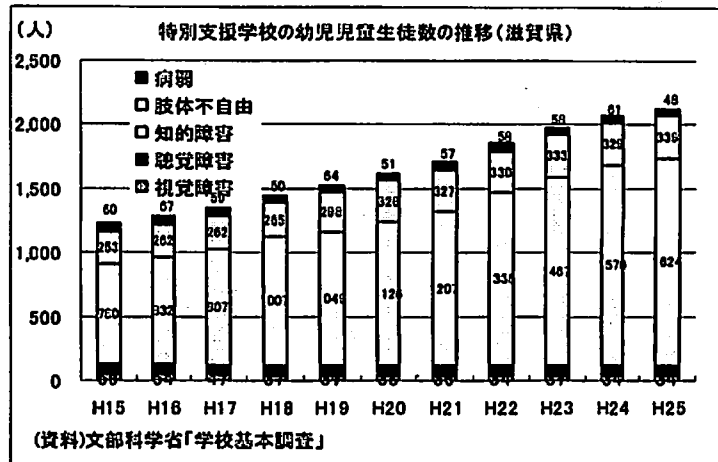
- 小・中学校においては、児童生徒に応じたきめ細かな指導を組織的に行うとともに、学校や地域の実態を踏まえ、地域の人材や自然、歴史・文化を生かした特色ある教育活動を進める必要があります。
- 県立高等学校においては、魅力と活力ある学校づくりに向け策定した「滋賀県立高等学校再編計画」の着実な取組を進める必要があります。
- 特別支援学校においては、児童生徒の増加への対応とともに、障害のある子ども一人ひとりの自立と社会参加を目指す学校づくりが求められています。

(4) 特別支援教育

- 県内には、16校の特別支援学校が設置されており、視覚障害、聴覚障害、病弱、知的障害、肢体不自由児に対する教育を行っています。特別支援学校に通う児童生徒の数は増加しており、そのうち知的障害のある児童生徒

数は、平成15年度(2003年度)から平成25年度(2013年度)までで約2.1倍に増加しています。

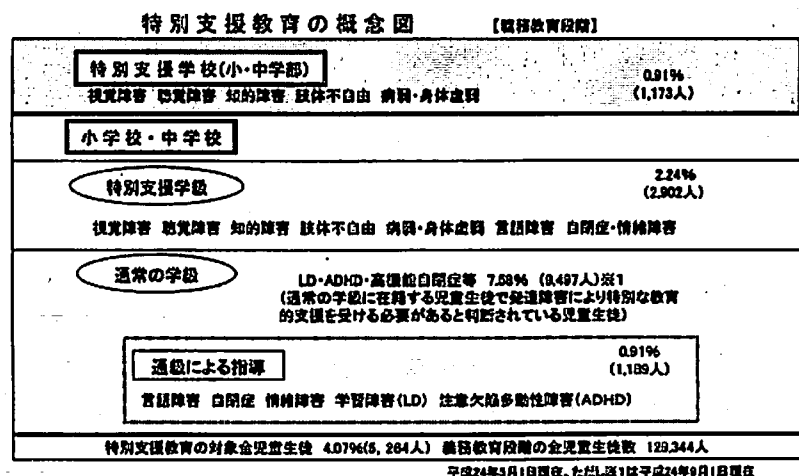
○ また、本県が行った平成24年度(2012年度)「特別支援教育に係る実態調査」では、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒で発達障害²により特別な教育的支援を受ける必要があると判断されている児童生徒数の割合は、7.58%となっています。



○ 平成23年(2011年)8月に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」ことなどが新たに規定されました。こうした中で、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム³」の構築に向けた特別支援教育の推進が求められています。

○ 自立と社会参加に向けて本県における望ましい特別支援教育のあり方を考え、発達障害のある子どもを含め一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じた多様で柔軟な学びや、きめ細かな指導の充実が必要となっています。あわせて、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加等に対する教育環境の整備が重要な課題となっています。

○ また近年、特別支援学校高等部卒業者のうち、一般企業への就職者の割合は2割程度の状況にあることから、障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに



² 自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの(発達障害者支援法より)

³ 障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みをいう(「障害者の権利に関する条約」第24条)。

応じた進路実現のための就労機会を拡大することなどが重要となっています。

(5) 家庭・地域との連携

- 少子化や核家族化、都市化、情報化等の社会経済の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における教育力が低下していることが指摘されています。
- 生活習慣の乱れや家庭の孤立、経済的な困窮、また、虐待を防ぐため、適切な福祉的、経済的支援が求められます。
- 文部科学省において実施されている平成25年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」の結果によると、本県では、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問について肯定的に答えた小・中学生の割合が全国平均と比較して高く、児童生徒と地域社会との比較的良好なつながりがあることがうかがえます。
- また、学校支援地域本部や滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふぁみ)の協定締結企業・事業所数が増加しているほか、コミュニティスクールによる取組も進められており、学校と家庭、地域の連携が進められています。
- こうした本県の特徴を生かし、子どもが様々な人々と関わり、他者と共同し、未来を切り拓いていける力を一層育てていくため、社会全体で子どもを育てる気運を高めるとともに、教育や子どもの育ちに対する経験や知識を次の世代へ伝えていくことが求められます。

(6) 教職員の教育力

- 複雑、多様化する社会の変化に合わせ、子どもが自らの個性と能力を伸ばし、その可能性を最大限発揮できるよう、教員には一方的に教え込むのではなく、子どもの力を引き出し、学習意欲や主体的な学びを導く力が求められています。
- 子どもに基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、課題を解決していくために必要な思考力・判断力・表現力を育成するといった教育の専門家としての確かな力量が必要であると同時に、教育者としてふさわしい人間性やコンプライアンス意識もまた、強く求められます。
- 特に、体罰については決して許されるものでなく、教育に対する県民の信頼を著しく損なう背信行為であるとの認識の下に、体罰の未然防止や望ましい指導方法等について徹底することが求められています。
- さらに、開かれた学校、信頼される学校づくりのため、家庭や地域、関係機関との連携が一層求められている中、コーディネート力や保護者に説明する力など、より多様な能力や資質の向上が必要です。
- 本県の教員の年齢構成は、平成24年(2012年)5月1日現在、40代、50代

の教員が全体の7割近くであるのに対し、20代、30代の教員は全体の3割程度であり、大きな偏りが生じています。今後大量退職の時期を迎えることで、教育力の低下が危惧されます。

- 学校の課題が複雑化・多様化する中で、その解決に日々取り組む教員は多忙感を感じるが多くなっています。教育活動の充実を図るために、教員の負担を軽減し、心身ともに健康な状態で児童生徒と向き合う時間を確保することが求められます。

4 滋賀らしい教育の一層の推進

(1) 自然や伝統・文化などの地域資源を生かした教育の推進

- 本県の豊かな自然を生かした学習船「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業や森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業等、自然体験活動と実践的な環境教育が展開されています。
- また、各教科等において、小・中学校では、環境教育副読本「あおいびわ湖」を、高等学校では、「琵琶湖と自然」を活用し学習を進めるとともに、小・中・高等学校が連携して取り組んだ「しが環境教育リーディング事業」の成果を生かした環境教育の推進が求められます。さらに、将来の社会づくりの主役となる児童生徒が主体的に環境学習や環境保全活動に取り組む力を身に付けることを目指し、エコ・スクールの取組の一層の推進も求められます。
- 優れた文化財、地域の行事、滋賀の先人の教えなど、本県ならではの多彩な文化を子どもの教育に活用してきました。特に、本県は国宝・重要文化財の指定件数が全国第4位（平成25年（2013年）11月1日現在）と、質が高く豊富な文化財が県内に広く分布しており、地域の人々の暮らしや風土、信仰と深く結び付き、大切に守られて引き継がれています。
- 今後も、こうした取組を推進し、自然や地域と共生する力⁴、地域に愛着や誇りを持ち、地域に貢献できる人の育成が求められます。
- また、近年は学生が増え、人口10万人あたりの学生数（大学・大学院）が全国3位（平成24年（2012年））となっており、高等教育機関との連携による取組も求められます。

(2) 生涯学習

- 平成21年度（2009年度）「生涯学習県民意識調査」では、生涯学習を行っている県民の割合は64.0%であり、全国平均よりも17ポイント高いという

⁴ 本計画では、自然を愛し、命を大切にするとともに、自分たちが育ってきた地域に愛着を持って、社会の一員として地域に貢献しようとする心を指しています。

結果が出ています。

- 図書の出冊数についても、県内にある県立・市町立の図書館48館（平成25年（2013年）現在）の相互連携により、県民1人当たりの年間貸出冊数は、平成14年（2002年）から全国上位を維持しています。
- このように、生涯学習への関心が高く、取組が盛んな本県の特徴を生かせるよう、生涯学習社会づくりへの一層の取組が求められます。

(3) キャリア教育の推進

- 中学2年生が5日間の職場体験を行う「中学生チャレンジウィーク」での職場体験活動や高等学校におけるインターンシップ等の実施によって、自分の生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な体験ができる機会を設けています。
- 今後も、こうした取組により、家庭や地域、企業との連携を図ったキャリア教育を充実させ、主体的に進路選択ができる能力を育てる教育活動の一層の推進を図ることが求められます。

(4) 全国規模の大会開催をとらえたスポーツ・文化芸術活動の振興

- 本県では、平成27年（2015年）に全国高等学校総合体育大会、平成36年（2024年）に第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、さらに、平成27年（2015年）には第39回全国高等学校総合文化祭の開催が予定されています。
- こうした全国規模の大会を見据え、スポーツの裾野の拡大や競技力向上、文化や芸術活動の振興などを一層推進していくことが必要です。

第2章 第1期計画の成果と課題

第1期計画では、「子どもたちの『生きる力』を育む」「社会全体で子どもの育ちを支える」「学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる」という3つの観点に基づき、教育施策を展開してきました。ここでは、その取組や成果と課題についての整理を行います。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

1 「確かな学力」を育む

(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施

- 35人学級編制の対象学年の拡大（小学校1～2年生、中学校1年生。小学校3年生、小学校4～6年生のうち1学年、中学校2～3年生で少人数指導等との選択）や少人数指導を実施することにより、きめ細かな指導に向けた教育環境の充実を図ってきました。小・中学校全学年での35人学級編制の実施について、国へ標準とする人数の引き下げによる教職員配置の充実を働きかけていく必要があります。
- 幼小連携の推進や、保育の質の向上に取り組むことにより、幼児期と小学校の教育の接続が進んできています。円滑な接続のために、幼稚園、保育所、認定こども園等および小学校の教職員が教育内容に関わる意見交換を実施し、今後も、接続期における教育課程の充実を図る必要があります。
- 「滋賀県確かな学力向上プラン」を策定し、各教科等において思考力・判断力・表現力を育むため、言語活動の充実とその評価に取り組んできました。同プランでは、共通テーマにかかる課題を、小・中学校を通し、それぞれの教育段階に応じた形で実践するとともに、地域全体で児童生徒の学力向上を図るという視点から、学習支援活動を推進してきました。また、事業の実施にあたっては、県教育委員会、市町教育委員会、推進校が役割を明確にして共通実践を行いました。しかしながら、平成25年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」によれば、子どもの問題を読む力や書く力などの言語力が弱いこと、学習の基本となる学びの姿勢や態度が十分に身に付いていないことなどの課題が見られます。今後は、各機関や校種間のつながりを一層重視してこれらの取組をさらに進め、学校改善・授業改善に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 高等学校においても、分割授業やチームティーチング等の導入、学校独自科目（学校設定科目）の設置など、工夫改善を進めています。今後も優れた実践例の共有を図りながら、それぞれの高等学校が特色を生かした指導改善を進めていく必要があります。

(2) 課題解決的な学習や探究的な学習の充実

- 総合的な学習の時間や特別活動等が、学校生活全体を通じた豊かな人間性、社会性、生きる力の育成につながっています。各学校がより一層課題解決的な学習や探究的な学習が充実できるよう、今後も、指導計画の作成や、地域の施設・人材の活用等について支援し、学校と連携して取組を進めていく必要があります。
- 高等学校では、高大連携による研究活動や、地域企業等と連携した商品開発、インターンシップなどの取組等を継続的に実施することにより、生徒の課題解決能力の向上を図っています。今後も、関係機関と連携しながら課題解決的な学習等の充実を進めていく必要があります。
- 特別支援学校では、主体的に問題解決に取り組む資質や能力を育成すること等を目標に、芸術や進路学習等において社会人講師を活用し、その経験や専門性を生かした学習活動を進めています。また、総合的な学習の時間では、栽培活動や地域交流など、各学校で工夫した活動が充実してきています。今後も、個々の障害に応じて課題設定を行い、主体的に課題解決できるように教育内容の充実を図る必要があります。

(3) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり

- 確かな自己実現支援事業による体験的・問題解決的な教育活動、アクティブハイスクール支援事業による特色ある学校づくりや体験活動により、各学校の特色を生かした魅力と活力ある学校づくりを進めています。今後も、引き続き事業を推進し、各学校において生徒満足度の高い体験を伴う活動を増やすなど、取組内容を一層充実させる必要があります。
- 中高一貫教育校では、計画的・継続的な教育課程や、中学校における特色ある学校設定科目により、思考力・判断力・表現力が豊かな生徒の育成を図っています。中高一貫教育校の特色を十分に生かし、6年間を見通した教育課程の一層の充実を図る必要があります。
- 魅力と活力ある学校づくりに向けて「滋賀県立高等学校再編計画」を策定しました。計画に基づく再編の実施に向け、着実に進めていく必要があります。

(4) 情報活用能力の育成

- 教育用コンピュータ等の整備や教育情報ネットワークの運用を適切に実施し、生徒の情報活用能力の育成に資する環境整備を行っています。また、教職員に対しても情報機器や情報通信ネットワークについての研修を行い、ICTを利活用した授業の構築に努めています。
- 高等学校の教科「情報」では、情報機器の基本的な操作とともに、情報活用能力や情報モラルを育成しています。今後も、高等学校のみならず、児童生徒の情報活用能力の育成とともに、ネットワーク上のルールやマナ

一、メディアリテラシー等の学習を進め、情報社会で適切な活動を行うための基礎となる考え方や態度を育成していく必要があります。

(5) 国際教育の推進

- 小学校の外国語活動により、国語や自国の文化に対する理解を深める活動が行われ、日本と外国の生活、習慣、行事などの違いを知り、多様なものの見方や考え方があることに気付き、異なる文化に対する理解が深まっています。中・高等学校の外国語や総合的な学習の時間では、国際教育に取り組む中で、外国語や外国の文化に対する理解を深めるとともに、日本の文化や日本人の考え方を積極的に伝えることを通して、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度を育成しています。
- 国際化が進展する中、一人ひとりが日本人としての自覚を持ち、自国や郷土の伝統・文化に対する理解を深めるとともに、他国との相互理解に基づく多文化共生という視点のもとに、国際社会の一員として主体的に行動する力を育てることが一層求められます。
- 高校生海外相互派遣事業により、コミュニケーション能力を高めるとともに、国を越えて互いに理解し合う態度の育成や、日本人としてのアイデンティティの確立につながっています。また、英語学習に対する自信やモチベーションの向上にもつながっています。
- 将来国際的に活躍できるグローバル人材を育成することを目的に、外国語能力強化地域形成事業を実施し、英語の使用機会を増やすことで、学習意欲の向上と生徒の英語力の向上を図りました。小・中・高等学校を通じた系統的な英語学習を意識した授業づくりが進んでいます。また、語学指導外国青年（ALT）招致事業を通じて、生徒の外国語能力が向上し、国際理解が深まっています。
- 小学校の外国語活動の効果的な実践を研究し、教材の効果的な活用方法や評価、指導体制のあり方を検討することで、小学校から中学校への外国語教育の滑らかな接続と外国語教育の充実を図ってきました。授業改善に力を注いだ結果として、児童の学習意欲や理解の向上につながっています。
- 今後も、広い視野を持って異文化を理解し、これを尊重する態度、異なる国や文化の人々とともに生きていくための資質や能力、コミュニケーション能力の基礎を養うなど、国際社会において主体的に行動するための基礎的な態度・能力の育成に努める必要があります。
- 小学校外国語活動と中学校英語科のカリキュラムを連携させ、具体的実践につなげていくとともに、推進校の取組を県内全域へ広く発信することも必要です。

(6) 外国人児童生徒への学習支援

- 外国人児童生徒が在籍する小・中・高等学校に対し、教員の加配や非常勤講師の派遣を行い、日本語指導や生活適応指導の充実を図っています。
- 外国人児童生徒コミュニケーション支援事業により、外国人の子どもが母語で自分を表現することができ、精神的に安定して行動、生活できるようになるとともに、担任等が保護者と意思疎通を図れるようになり、学校

と家庭との信頼関係をさらに深めることができます。日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は特に高等学校において増加しており、母語支援の拡充が今後一層必要です。

- 帰国・外国人児童生徒受入促進事業により、指定地域における帰国・外国人児童生徒の公立小・中学校への円滑な受入れが進んでいます。
- 高等学校進学を希望する外国人児童生徒に対するサポートについて、小・中・高等学校が連携して考えていく必要があります。

(7) 特別支援教育の推進

- これまでに、知肢併置特別支援学校における児童生徒増加への対応策のとりまとめを行いました。今後、当対応策に基づく取組を着実に進めていく必要があります。
- 小・中学校における通級指導教室⁵は、平成25年(2013年)5月1日現在で、言語障害のある児童生徒を対象とする教室が23教室、ADHD(注意欠陥多動性障害)やLD(学習障害)等の発達障害のある児童生徒を対象とする教室が32教室あり、計55教室が設置されています。今後も、発達障害のある児童生徒に対して、通級指導教室における効果的な指導を行う必要があります。
- 小・中・高等学校においては、特別支援教育巡回チームの派遣や個別の指導計画作成等に向けた支援の実施により、教職員の指導力が向上しているほか、個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成学校数が年々増加しているなど、特別支援教育の総合的な推進を図っています。今後も、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた一貫性のある指導、支援を行うために、計画の作成について徹底を図る必要があります。
- 入院療養中の小・中学生に対する巡回訪問指導員の派遣や医療的ケアを必要とする特別支援学校の児童生徒等に対する看護師の配置・派遣等の学習支援を図っています。
- 特別支援学校高等部卒業者のうち、一般企業への就職者の割合が2割程度の状況にあることから、障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会を拡大することなどが重要となっています。

⁵ 小・中学校の通常学級に在籍している、障害の程度が比較的軽い児童生徒に対して、障害の状態に応じた特別な指導を行う場。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

2 「豊かな心」を育む

(1).....規範意識など社会性の育成

- 規範意識など社会性の育成は、引き続き重要な課題です。今後も、規範意識の醸成を図るとともに、子どもに寄り添い自己存在感や自己有用感を感じさせながら、子どもの共感的な人間関係を育む必要があります。
- 「湖の子」や「やまのこ」、「たんぼのこ」といった体験学習を通じて、自然と共生する心や規範意識、豊かな人間関係、思いやりと協力し合う心が育成されています。
- 不登校、中途退学等の学校不適応児童生徒の問題、いじめ、暴力行為等の課題解決のため、加配教員の配置やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクーリング・ケアサポーター、不登校対応支援員および生徒指導緊急特別指導員を派遣・配置し、校内指導体制、教育相談体制の充実を目的とした様々な取組を実施しています。その結果、公立小・中学校の不登校児童生徒在籍率は減少傾向にあるとともに、暴力行為も全国平均より少なくなっています。
- 中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の実施により、命の大切さへの認識や規範意識が向上しています。
- 公立小学校の不登校児童在籍率は減少傾向にあるものの、全国値に比べ高位で推移していることから、学校における教育相談体制をさらに充実させる必要があります。
- いじめは子どもの命に関わる重大な問題であるという共通理解のもと、学校だけではなく家庭、地域、関係機関との連携を一層強化して取り組む必要があります。また、いじめの早期発見・早期対応のためにも、教職員の感性と力量を高め、子どものSOSを見逃さないようにする必要があります。加えて、教職員個人が問題を抱え込むのを防ぎ、組織的な対応ができる校内体制を構築する必要があります。

(2).....勤労観・職業観を養い、社会での自立を目指す教育の推進

- 中学2年生が5日間の職場体験を行う「中学生チャレンジウィーク」の実施によって、中学生が自分の生き方を考え、今後の進路選択や将来の職業人としての生き方を見つめる貴重な体験、機会を設けることができます。
- 普通科高等学校におけるキャリア教育を推進するため、外部人材の積極的な活用とインターンシップを実施し、着実に勤労観・職業観を育成しています。また、専門学科においては、インターンシップ等により地域産業と連携した実践的な職業教育が進んでいます。高等学校におけるキャリア教育・職業教育により生徒の職業に関する理解を深めると同時に、小・中・高等学校を通しての系統的なキャリア教育を実施することで、学校か

ら社会・職業への移行をより円滑にしていく必要があります。

- 高等学校卒業予定者に対して、新規企業の求人開拓や面接指導等の就職支援を行うとともに、ヤングジョブセンターや福祉人材センターにおいて、求人情報の提供や相談、職場体験の機会の確保に努めたことにより、若者の職業意識の形成と就職につながっています。厳しい雇用情勢が続くことが見込まれる中で、若年者に対するよりきめ細かなサービスの実施や求人開拓等により、若年者の就業支援の充実を図る必要があります。

(3) 思いやりの心の育成

- 「心の学舎」推進プランにより、道徳の研修会や授業公開・講演会の取組が行われています。また、道徳教育の研究指定校の優れた実践や成果を研究発表会や研修会、啓発冊子で積極的に紹介し、本県全体の道徳教育の取組向上につなげています。
- 「滋賀の福祉に関わる人物や取組」を掲載するなど小・中学校用福祉読本の改訂を行い、小・中学校に配布するとともに、福祉学習の講座を開催し、教職員の指導力の向上を図っています。
- 小・中学校では、道徳教育推進教師を中心に道徳の授業づくりに取り組んでいます。ボランティア活動や体験活動を生かした道徳の授業を工夫することや、学校の道徳教育に地域の人々の参加・協力を求めるなど学校と家庭・地域の連携を推進する必要があります。

(4) 人権教育の推進

- 学校や関係機関が連携しながら子どもの人権が大切にされる環境づくりに取り組むとともに、各種教職員研修や講座、人権教育研究大会等の実施により、指導者の正しい理解と認識を深めています。
- 自分がかげがえのない存在であるという実感を持てなかったり、孤立感を感じていたりする子どもも見られることから、自尊感情を高めるための取組を強化する必要があります。
- 人権学習の一層の充実を図るため、より具体的な指導方法や教材等を学校等に提示していく必要があります。
- 世代交代が進む学校現場では、これまでの人権教育の成果等を継承していくとともに、さらなる人権教育の推進を図るため、新たなリーダーの養成が必要となっています。

(5) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- 男女共同参画社会づくり副読本を小学5年生、中学2年生、高校2年生の全児童生徒に毎年度配布しています。
- 小・中学校用副読本の改訂を行い、より使いやすく児童生徒に気付きを与えられる内容とするとともに、「副読本を活用したモデル授業」を各校種で開催し、教職員の指導力の向上を図っています。

- 性別役割分担意識の解消やデートDV（10～20代の未婚のカップルの間でふるわれる暴力）の防止をテーマとした教職員向けの講座や中・高等学校・大学への出前授業を通して、学校現場における男女共同参画意識の浸透を図っています。
- 副読本の活用率が70%前後と伸び悩んでおり、特に中・高等学校においては、授業時間の確保が難しい状況にあります。
- 教職員が男女共同参画についての正しい考え方や知識を身に付けるために、研修や啓発セミナーの充実を図るとともに、男女共同参画に関する学習情報の提供を通じて、より一層男女共同参画の視点に立った教育の推進に努める必要があります。

(6).....情報モラルの育成

- 情報社会の進展により、携帯電話やパソコン等を通じたインターネットの利用が児童生徒に広がっていることを受け、教科等の特質や児童生徒の発達段階に応じて情報モラル教育を推進しています。また、対策検討会等を開催し、関係機関との情報交換を行うとともに、情報モラルの育成のあり方について検討しており、各種団体との連携による情報モラル教室を実施している学校も多くあります。
- 教職員を対象として情報安全教育（情報セキュリティ、情報モラル）についての研修を実施するとともに、各学校等からの要請に応じて出前研修を実施しています。
- 今後も、情報モラルについて考えさせるとともに、インターネット上の有害情報や、個人情報の流出、知的財産の侵害等について、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、メディアリテラシー教育の充実に努める必要があります。

(7).....文化・芸術に親しむ心の育成

- びわ湖ホール等における青少年向け舞台芸術公演の開催、近代美術館、陶芸の森等における青少年向け文化・芸術体験プログラムの提供等、子どもが文化芸術を体験する機会を創出しています。今後も、子どもが文化芸術に触れる取組を拡充していくための情報発信の強化、活動を支える人材の育成、プログラム内容の充実、関係機関との連携強化を図る必要があります。
- 高校生芸術文化活動支援員設置事業や、地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業を活用し、平成27年(2015年)に開催される第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会に向け、文芸、郷土芸能、弁論、器楽・管弦楽、吟詠剣詩舞部門などの新設部門の強化を図るとともに、高校生の文化芸術活動を支援しています。今後も、県内はもちろん全国や近畿の高校生との交流を通して、豊かな人間性が育めるよう文化芸術活動を推進していくとと

もに、大会開催に向け、より一層、高等学校文化部の活性化や生徒の技術力等の向上を図っていく必要があります。

1. 子どもたちの「生きる力」を育む

3 「健やかな体」を育む

(1) 体力向上と健康の保持増進

- 教科体育の充実や、指導効果を高めるための指導者研修の開催等により、教職員の指導力を高めることで、子どもの生涯にわたって運動に親しむ能力を育成してきました。
- 小学校を中心に「体力向上支援委員会」の立ち上げ、「1日30分運動」の継続的な取組の奨励、指導者向けの体力向上支援プログラム（DVD）の作成と各小学校での活用促進、全学年を対象にした体力テストの実施と認定証・記録証の配付等により、子どもの体力向上に努めてきました。これまでの取組をさらに充実させ、体力のレベル向上を目指して取り組む必要があります。
- 「運動好きの子ども」を増やすために、家庭における低学年からの様々な運動経験の促進や、中・高等学校における運動部活動の推進等に努めていく必要があります。

(2) 健康教育の推進

- 学校では、学校保健に係る計画の策定とその活用を推進し、学校教育活動全体で組織的に健康教育に取り組む体制の構築を進めています。また、教職員の資質向上のための研修会の開催や手引き等の作成、地域の医療機関との連携により、健康教育の充実が着実に図られています。
- 子どもの健康教育の推進を図るためには、学校だけでなく家庭、地域、関係機関との連携がより一層必要です。

(3) 食育の推進

- 栄養教諭の配置、食育推進モデル事業等の取組などにより、朝食摂食率が向上してきました。また、学校給食に地場産物を活用する割合が上昇し、生産者への感謝の気持ちが芽生えています。今後も、学校給食への地場産物の利用拡大を図り、地域の生産者への感謝の気持ちと食への愛着心を育む必要があります。
- 教職員対象の研修会を開催することにより、学校教育活動全体の中で体系的、継続的な食に関する指導が着実に推進されています。今後も、食育推進体制の整備を充実させていく必要があります。
- 児童生徒に望ましい食習慣が身に付くよう、家庭・地域の連携・協力のもと、効果的な食に関する指導を進めていく必要があります。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

- 郷土の歴史、文化や人物等を取り上げた副読本や資料集を作成し、全ての小・中学校での活用を図っています。
- 文化財講座をはじめ、建造物の修理現場の見学会や、史跡地内での歴史学習、清掃作業等のボランティア活動を実施するなど、地域文化財を活用した教育の機会の提供を通して、子どもが多彩な地域文化に触れ、その価値や魅力を理解し、地域文化を大切に守り育む態度を育成しています。
- 学校や地域、博物館等との連携を一層深め、地域の歴史的な価値や魅力、先人の知恵に触れる学習の機会を増やししながら、子どもの郷土を愛し、大切にする思いを育んでいく必要があります。
- 滋賀県平和祈念館が開館し、学校・地域に応じた県民の戦争体験を教材化する学習プログラムの実施により、平和を願う心の育成につながっています。今後は、校種に応じた学習プログラムの内容充実や学習情報および学習機会の提供に努める必要があります。

(2) 自然体験活動と実践的な環境教育の推進

- 学習船「うみのこ」によるびわ湖フローティングスクール事業や森林環境学習「やまのこ」事業、農業体験学習「たんぼのこ」事業において、実践的な環境教育に取り組んでいます。豊かな体験活動につながるよう、学習プログラムのより一層の充実や開発、改善を行う必要があります。
- 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や魚のゆりかご水田プロジェクトにおいて、体験に基づく子どもの環境学習の場が提供されています。

(3) 環境保全意識の醸成

- 小・中・高等学校における環境教育副読本を改訂し、各学校においては、理科、社会科、家庭科、びわ湖フローティングスクール学習等において活用されています。今後は、副読本を活用した授業実践例を紹介するなど、各学校の取組内容の充実を働きかけていく必要があります。
- 全小学校や関係機関に環境に配慮して実践されている本県の農業を分かりやすく学べる学習教材を作成・配布し、活用を推進しています。今後も、様々な場面で広く活用し、次代を担う子どもの本県の農業理解を進める必要があります。
- 「環境美化の日」において、環境美化活動の実施や校内の委員会活動を中心とした啓発活動などの実施により、環境保全の大切さを実感できるよう取り組んでいます。全校的な取組になるよう、参考となる取組事例を紹介するなど、各学校の取組内容の充実を働きかけていく必要があります。
- 琵琶湖博物館では、年間38万人の来館者を受け入れながら、研究・調査、資料収集・整理等の成果を反映させ、展示事業に取り組んでいます。また、

年間200回以上の観察会や体験教室、講座等を開催するとともに、年間約700の学校・団体の受け入れと体験学習などを実施し、子どもが環境について学ぶ機会を提供しています。今後も、琵琶湖博物館の資料を活用した取組を推進し、子どもの自主的な問題発見と学びを応援するとともに、琵琶湖博物館と学校をつなぐ人材を育成することなどが求められます。

- 学校や地域における「低炭素社会づくり授業・講座」の実施や、環境家計簿の提供により、地球温暖化問題についての理解や節電・省エネ行動の普及・促進が進んでいます。滋賀県地球温暖化防止活動推進センターや学校・地域等と連携し、低炭素社会づくりに向けた環境学習の場づくりや内容の充実、環境学習のための人材育成を図っていく必要があります。

(4) 環境学習の取組の支援

- 環境教育モデル校の取組とエコ・スクール事業との連携により、学校における環境学習が着実に推進されています。今後も、エコ・スクール事業のさらなる周知や、琵琶湖博物館環境学習センター等が持つNPO等の情報を学校へ提供することにより、環境学習の取組拡大に努める必要があります。
- 琵琶湖博物館環境学習センターでは、環境学習に関する相談や図書資料の貸出し、交流会等を実施し、環境学習を支援しています。今後も、それぞれが実施する活動を広く知らせるなど、NPO、地域団体、企業や関係機関とのネットワークの維持拡大に努める必要があります。
- 持続可能な社会の実現に向けた環境教育のあり方について教職員の認識を深め、環境教育に関する教職員の資質向上を図っています。また、人と環境とのよりよい関係を築くために、児童生徒が探究的に取り組む学習プログラムを開発しています。
- 環境保全への実践力や、環境学習での学びを身近な社会・生活に生かしていこうとする態度の育成のために、環境教育の指導内容の一層の工夫改善を推進する必要があります。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

5 信頼される学校をつくる

(1) 地域に根ざした学校づくり

- 高等学校等開放講座を開設するとともに、社会人等に対して特定の科目を学ぶ機会を提供するなど、地域社会に開かれた学校づくりに努めています。
- 教育情報番組や教育情報誌、ホームページなどを通じて、県内の幼・小・中・高等学校、各教育関係機関の取組内容や教育情報を幅広く発信しています。
- 本県では、企業や団体等が学校において連携授業を行う仕組みを構築するとともに、学校支援地域本部事業等、保護者や地域住民が学校を支援する体制の構築を進めてきました。今後も、子どもを取り巻く様々な課題や教員の多忙化等の解決のためには、地域とともにある学校づくりを推進する必要があります。学校支援地域本部事業等の一層の推進が必要です。

(2) 学校運営の改善

- 学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、地域住民等の学校に対する理解や協力を得るとともに、学校運営の改善に主体的・積極的に取り組みながら、教育活動を展開しています。今後も、学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながる実効性の高い学校評価の取組を進めていく必要があります。

(3) 学校施設の整備

- 学校は子どもが多く時間を過ごす「学習の場・生活の場」であり、耐震改修工事の実施や防犯カメラの設置などにより安全で安心な学校の環境整備を推進しています。今後も耐震改修工事や老朽化した学校施設の改修を計画的に実施していく必要があります。
- 県立学校における実験実習、教科指導、特別活動指導等の円滑な実施のため、必要な機器等の整備が進んでいます。引き続き必要な機器等の整備を進め、各校の教育活動の一層の充実に努める必要があります。
- 教育用コンピュータ等の整備や教育情報ネットワークの運用を適切に実施し、生徒の情報活用能力の育成に役立つ環境整備を行っています。

(4) 安全・安心な学校・地域づくり

- 防犯対策については、県内26,000人以上のスクールガードによる見守り活動が行われるとともに、教職員を対象とした危機管理意識を高める研修会の実施により、緊急時の体制整備や危機管理マニュアルの充実に努めています。
- 地域の警察署でも、複数のボランティア団体・学校等と連携を図り、地域全体で子どもを見守る体制を構築しています。また、子ども安全リーダー

一による子どもに対する被害防止教室を開催し、子どもの危険予測・回避能力の育成を進めています。今後も、ボランティアが自立して活動できるよう、犯罪情報等の提供と、ネットワークづくりが必要です。

- 各学校においても、子どもの危険予測・回避能力の向上をより一層図るため、子どもが関わる学校安全マップの作成校を増やす必要があります。
- 警察、道路管理者、学校関係者の連携のもと、通学路点検を実施し、危険箇所の改善を図っています。今後も、定期的に通学路点検等を実施し、子どもが被害者となる交通事故や事件防止を図る必要があります。
- また、幼児交通安全指導者研修会や新入学生（園児）の交通事故防止運動により、子どもの交通事故防止に対する社会全体の意識の向上を図っています。
- 防災対策については、「学校防災の手引き」を参考に、各学校において学校防災マニュアルを作成し、地震災害発生時において児童生徒の安全が確保できるよう体制整備がなされています。また、防災の専門家によるアドバイスを受けて、緊急地震速報受信システムを活用した避難訓練を実施したりするなど、防災教育の充実に努めています。今後も、教職員の意識向上、防災に関する知識の習得、体制整備を行うとともに、学校防災マニュアルの見直しを随時行い、充実に努めます。
- また、小学校で実践的な防災・防犯学習を実施するため「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」を作成しました。防災教育のツールとして広く活用されるよう各学校での防災教育の研修等で活用を進めていく必要があります。

(5) 修学の経済的支援

- 経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対する奨学資金等の貸与においては、これまで貸与要件の緩和や入学準備金の追加など、制度の拡充に努めてきました。また、大学等への進学や疾病などの事情がある場合、返還猶予も行っています。
- 近年の厳しい経済・雇用情勢の中で、貸与した奨学資金の返還が困難になる人が増加しています。
- 私立高等学校については、高等学校等就学支援金の導入により、保護者負担軽減補助事業とあわせて、授業料負担軽減を図っています。今後も、これらの取組を通じて、修学の経済的支援を行っていく必要があります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的として平成25年(2013年)6月に制定された子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨に基づき、適切に対応していくことが求められます。

(6) 私学教育の振興

- 私立学校の経常的経費の助成を通じて、私立学校経営の安定と保護者の

経済的負担の軽減を図っています。

- 体験学習の推進やスクールカウンセラーの設置、預かり保育等の活動を支援し、新たな教育ニーズに対応した各校（園）の取組の促進を図っています。今後も、私学ならではの魅力ある学校づくりを支援していく必要があります。

1 子どもたちの「生きる力」を育む

6 教育力を高める

(1) 教員の実践力の向上

- 学習指導要領で求められている教員の授業力、学級経営能力等の向上や、理科・情報・特別支援教育等、専門職としての指導力向上を図る研修を実施するとともに、大学院や企業等への派遣研修を実施し、教員の資質・能力の向上や自己研鑽への意欲を高めています。
- 理科支援員の配置により、教員の指導力が向上するとともに、安全性の高い観察・実験や児童の多様な考えを取り入れた授業ができるように努めました。
- 人権教育に関する教職員研修や講座、人権教育研究大会等の実施により、指導者の人権に対する正しい理解と認識を深めています。
- 今後も、教職員に求められていることを的確に把握して研修に反映させ、授業力向上等に一層効果的な研修を実施し、教職員の資質向上を図っていく必要があります。
- 教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員のコンプライアンス意識の一層の徹底を図る必要があります。

(2) 優秀な人材の確保

- 教員を志望する大学生等を対象に、実践的な指導力や使命感を培う「滋賀の教師塾」を実施しているほか、他府県にある大学での採用説明会や多様な採用選考方法を実施するなど、滋賀の教育力向上の礎となる優秀な人材の確保に努めています。
- 今後、教員の大量退職の時期を迎えることで、教育力の低下が危惧されることから、本県の将来を担う人材を確保するため、「滋賀の教師塾」の講座の充実等に取り組む必要があります。

(3) 教職員の適正な配置

- 副校長や主幹教諭の職を配置したことにより、学校のマネジメント機能の強化、管理職や他の教員の負担軽減、児童生徒と向き合う時間の拡充等につながっています。今後は、副校長や主幹教諭の配置を拡大するとともに、これらの職に適した人材の育成が必要です。

(4) 人事評価制度の導入

- 評価者研修会、評価システム研修会等の実施により管理職の制度理解が進み、教職員の職務への意欲喚起が図れています。今後は、教職員が自ら資質向上を図ることができるよう評価結果のフィードバックや評価の信頼性を高めるなど、検討と改善を進める必要があります。

(5) 組織・チームの教育力の向上

- スクールガードによる見守り活動や「しが学校支援センター」、学校支援地域本部事業により、保護者や地域住民・企業等が学校を支援する体制が構築されています。
- 子どもを取り巻く様々な課題の解決や、教職員の多忙化などの状況を改善するためには、学校支援地域本部事業などをさらに推進する必要があります。
- 不登校、中途退学等の学校不適応児童生徒の問題、いじめ、暴力行為等の課題解決のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクーリング・ケアサポーター、生徒指導緊急特別指導員を派遣・配置し、校内指導体制、教育相談体制の充実を目的とした様々な取組を実施しています。
- いじめは子どもの命に関わる重大な問題であるという共通理解のもと、学校だけではなく家庭、地域、関係機関との連携を強化して取り組む必要があります。また、教職員の抱え込みを防ぎ組織的な対応ができる校内体制を構築する必要があります。

(6) 教職員の健康管理

- 定期健康診断等の的確な実施と受診勧奨に努めるとともに、受診結果に基づく事後措置や保健指導を実施し、教職員の健康管理に努めています。また、メンタルヘルス対策については、教育啓発や相談事業の実施、復職への支援等に総合的、体系的に取り組んでいますが、病気休職者の約6割は精神疾患が原因となっていることから、取組をさらに充実させる必要があります。
- 教員の職務が多忙化しており、心身の健康を保ち、子どもと向き合うことができるよう、教員の負担軽減に向けた取組をさらに進める必要があります。

2 社会全体で子どもの育ちを支える

(1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり

- 子育て支援環境緊急整備事業や放課後児童クラブ施設整備等により、県内の保育所や放課後児童クラブが大幅に増加しています。
- 家庭的保育推進事業等により、県内の家庭的保育事業の普及を図っています。また、ほっと安心子育て支援事業等により一時預かり事業が普及し、利用者も増えています。
- 子ども・子育て関連三法（子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律および子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）により、これまで以上に子育て支援における市町の役割が大きくなることから、平成27年(2015年)4月に予定されているこれらの法律の本格施行に向け、各市町における地域、団体、企業の子育て支援の普及について、市町と連携して取り組むとともに、法律に基づく計画策定等を進める必要があります。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 児童生徒は、学校や家庭はもちろんのこと、地域の中での人々との関わりによって、人間関係や集団のルールなど様々なことを学びながら、社会性や規範意識などを育み成長していくことから、学校や家庭、地域、関係機関等が連携して社会全体で子どもを育む必要があります。
- 児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、保護・ケア、親子関係の修復・家族再統合や子どもの自立までの切れ目のない支援が、県、市町、関係機関および県民の連携により推進されていますが、児童虐待の相談件数は毎年増加しており、支援と連携のさらなる推進が必要です。
- 青少年の非行防止、健全育成に向けた環境浄化活動、非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援については、関係機関の連携により推進されていますが、非行の低年齢化、立ち直り支援の長期化の傾向に対応し、関係機関の連携による取組をさらに強める必要があります。
- ヤングボランティア・外国人ボランティアをはじめ、各種防犯ボランティアに対する物的支援や研修会を実施し、ボランティアが活動しやすい環境をつくることにより、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに努めています。ボランティアを側面的に支援し、自立して活動することができるよう育成を進めるとともに、防犯情報等の必要な情報がボランティア等にスムーズに伝達できるよう充実したネットワークを構築していく必要があります。

(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり

- 本県では、家庭教育に取り組む企業との協定制度を設け、家庭教育を社会全体で応援する環境づくりに努めるとともに、各市町における家庭教育サポーターの育成等に努めてきました。今後も、これらの取組を推進し、多様な主体が連携して家庭教育を支える体制を整備する必要があります。
- 県民の滋賀の教育に対する関心を高めるため、「滋賀教育の日」を中心に啓発事業等を実施していますが、教育の日そのものが県民に十分知られていない状況が見られることから、一層の周知が必要です。
- 淡海子育て応援団事業や「子育て三方よしコミュニティ」推進事業等により、地域、団体、企業といった様々な主体による子育て支援の取組が進められています。引き続き社会全体で子育てを支える意識の一層の浸透を図るとともに、子育て・子育てを支える社会づくりが必要です。

(4) 子どもの読書活動の推進

- 豊かな情操等を育む読書に子どもが親しめるよう、教職員や読書ボランティアへの研修、公共図書館ネットワークの構築に努めるとともに、学校における読書活動の推進に取り組んできました。これらの取組を通じ、小・中学生、高校生の読書率は向上していますが、全国と同様に学年が上がるにつれて読書率が低下する傾向があるとともに、学校図書館の体制整備が十分でない現状があります。

(5) 子どもの体験活動の推進

- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる自然体験活動や集団宿泊体験等の充実を図るため、体験活動の指導者養成を行うとともに、市町における通学合宿の促進に取り組んできました。今後も、自然体験活動や集団宿泊体験等の充実に向けて、指導者の資質の向上や啓発に取り組むことが必要です。
- しがこども体験学校推進事業により、子どもが、学校以外で様々な体験ができる環境整備が進んでいます。今後も、子どもが体験を通じてたくましく生きる力を育めるよう、社会、自然、文化などの幅広い体験活動に関するプログラムの拡充に取り組んでいく必要があります。

3 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる

(1) 学習環境の整備と活動支援

- 県民の学びの欲求に応えるため、本県の生涯学習の総合的な窓口である滋賀県学習情報提供システム「におねっと」による学習情報の提供を行うとともに、公民館、高等学校および大学における体系的な学習機会の提供などに努めてきました。
- 今後も、県民からの要求に応えられるよう、「におねっと」の内容充実や周知を図るとともに、県民の学習ニーズに対応した公民館等での学習機会の提供に努める必要があります。

(2) 社会の課題についての県民意識の醸成

- 環境、人権、男女共同参画、多文化共生、平和、福祉、まちづくりなどの社会の課題や消費者教育、防災・防犯などについて、各種講座や研究大会の開催による学習機会の提供、学習教材の貸し出しによる学習の支援、指導者の育成、キャンペーンの実施等を通じて、県民意識の醸成を図っています。
- 消費者教育については、高齢者や未成年者をねらう悪質な手口が増加しており、引き続き学習機会の提供や支援を行っていく必要があります。また特に若者のトラブルについては、徐々に低年齢化の傾向があるため、平成24年(2012年)8月に制定された消費者教育の推進に関する法律を受け、学校との連携の強化が求められます。
- 高齢者の参加型交通安全教室の開催、学生ボランティアによる高齢者訪問活動、高齢者等に優しい交通環境を目指す「思いやりゾーン」の設定などにより、高齢者による交通事故や交通死亡事故が減少するなど、県民のよりよい生活のための情報提供として効果が見られます。今後も、交通安全教育の内容の工夫や、県民への周知徹底に努めていく必要があります。

(3) 地域共生の仕組みづくり

- 多様な主体が連携して課題解決に取り組めるよう、意見交換の場を設けるとともに、企業人に対し、市民活動への参加のきっかけを提供しています。
- 淡海ネットワークセンターにおける相談事業や助成事業を通じ、市民活動団体の基盤づくりに貢献しており、モデルとなるNPOの創出にもつながっています。
- 企業・事業所に対しては、滋賀労働局と連携しながら、障害への理解や雇用の促進、就業上の配慮を進めるため、障害者雇用優良事業所等の表彰や就職面接会の実施、各種助成金制度等、事業者が活用できる諸制度の積

極的な周知などを進めました。

- 特定非営利活動促進法、寄附税制の改正など制度面での改善が行われ、市民活動の役割、重要性がますます高まっています。これらの環境変化やNPOの抱えている諸問題に対応しつつ、NPO等の活動基盤の強化に努めていく必要があります。

(4) 健康づくりと生涯スポーツの振興

- 「健康いきいき21ー健康しが推進プランー（改訂版）」に基づき、県民一人ひとりが実践する健康づくりを基盤に、健康を支え、守るための社会環境の改善を進めていく必要があります。
- 本県の成人のスポーツ実施率（週に1回以上運動を行う人の割合）は、平成18年度（2006年度）の39.8%から平成23年度（2011年度）の42.2%へと上昇してきていますが、まだ全国平均値（45.3%）を下回っていることから、各地域で身近に体を動かせるスポーツ環境として、総合型地域スポーツクラブの設立とクラブの自立に向けた取組を引き続き行う必要があります。
- 平成24年度（2012年度）に策定した「滋賀県スポーツ推進計画」に基づき、幼児期のスポーツ環境の充実、スポーツ指導者の育成、企業・大学と市町やスポーツ関係団体との連携・協働を推進する必要があります。
- 平成36年（2024年）に開催予定の第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会を見据え、より一層、県民の運動への関心を高め、児童生徒の体力等の向上を図っていく必要があります。

(5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実

- 陶芸の森による創作体験プログラムの提供、びわ湖ホールの自主事業公演等により、県民が多彩な文化に触れる機会を提供しています。
- 県外での美術工芸品等の展示会の開催、建造物や美術工芸品等の修理現場の公開や説明会等の実施、映像記録の制作等を通じて、県内外に本県の仏教美術等の魅力を広く発信しています。
- 「近江水の宝」として64の歴史遺産を選定して探訪や講座を開催したり、「大地の遺産」として遺跡を生かした探訪や講座を実施したりするなど、地域の歴史や文化に親しむ機会を提供しています。
- 未指定文化財の調査を進め、本県の文化財の現状をより詳しく把握し調査報告書を刊行することで、身近な文化財について県民に周知しています。
- 県政モニターに対する近江の仏教美術等についてのアンケート結果では、約7割の人が「興味がある・どちらかといえば興味がある」と回答し、関心は高いものの、約6割の人が「十分知られているとは思わない」と感じているとの結果も出ており、一層の情報発信が必要です。
- 本県の文化財は県内に広く分布し、地域の人々の暮らしや風土、信仰と結びつき守られてきましたが、近年は、地域の人々だけでは文化財を守り

きれない厳しい状況になりつつあります。文化財を地域で大切に守り伝えてきた「近江の文化財風土」を大切に、地域の人々とともに、適切な時期に適切な方法で文化財を保存修理し、次世代に引き継ぐ仕組みを構築していく必要があります。

- 多様な手法を用いて歴史文化遺産を生涯学習のプログラムに活用し、広く県民が学び、県民自らも担い手となって、文化財の価値や魅力を守り、伝えることができるようにしていく必要があります。
- 仏教美術等の魅力を県内外で広く発信するほか、安土城考古博物館等での特色ある展示等を充実させ、県民の歴史や文化に親しむ機会の充実を図る必要があります。
- 休館中の琵琶湖文化館の機能を継承するため、代替施設の整備について具体化を図る必要があります。

4 第1期計画の総括

第1期計画においては、上記のように各種施策の推進により、基本目標の達成に向けて一定の成果を上げています。

一方で、今後さらに推進していくべき施策や、未だ達成できていない課題も存在します。今後もさらに、子どもの生きる力を育むための取組や子どもの育ちを支える取組、生涯学習社会づくりに向けた取組を進めていく必要があります。第1期計画において「今後10年間に目指す滋賀の教育の姿」として教育の基本目標として掲げた「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなが支えあい自らを高める教育の推進～」の達成は未だ途上にあると考えられます。

また、この間の大きな社会変化等が与えた影響や、新たに発生した課題に対応していく必要があることも踏まえ、これからの滋賀の教育に必要な施策を本計画に盛り込んでいくことも求められます。

第3章 滋賀の教育が目指す姿

第1章および第2章において示した教育の課題に対応し、滋賀の教育の一層の推進を図るため、第3章では、滋賀の教育が目指す姿を示します。まず、こうありたいと願う望ましい将来の姿を示し、このような社会を実現する教育の姿、そして人間像を描いたうえで、こうした「人」を育む教育の基本目標を示します。

また、この基本目標に向けた施策の推進を図るための基本的方向性を示します。

1 目指す将来の姿

時代が大きく変化する中で、私たち自身の幸せや豊かさを求めながらも、子や孫たちが滋賀の地に誇りを持ち、全ての人の人権が尊重され、幸せや豊かさを実感し安心して暮らすことができるように行動していくことが、私たちの世代に求められています。

こうした認識のもと、本県では平成23年(2011年)3月、「滋賀県基本構想『未来を拓く8つの扉』」を策定し、「未来を拓く共生社会へ～人とともに琵琶湖とともに～」を基本理念に、地域や個人の自律性を高め、県民や各種団体、企業、行政などが協働することによって、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、豊かな自然と調和する、人と人、人と自然が共生する社会を築き、暮らしや社会の未来を拓いていくことを目指しています。

この、基本理念のもと、長期的な視点から、ほぼ一世代後となる平成42年(2030年)頃にも「こうありたい」と願う望ましい「将来の姿」を描いています。

(1) 暮らしの将来の姿

ア 健康

いくつになっても活動的でいられ、幸せな最期を迎えられる社会

イ 働く

仕事と家庭や地域生活を両立できる社会

ウ 住む

歩いて暮らせる安全・安心で環境と共生する社会

エ 学ぶ・育てる

人間性や生きる力を育む社会

オ 楽しむ

伝統・文化や自然、地域に親しめる社会

力 つながる

交流を深め、支え合う、つながりのある社会

(2) 地域の視点で描く将来の姿

環境との共生を図りながら、地域特性を活かした産業が展開する資源循環型社会で、自然災害に強く、安心して暮らせる社会

2 目指す教育の姿

「自立と共生」に向け、主体性、社会性を育む教育

1で示した将来の姿を実現するための方策については、今日の激しく変化する複雑化・多様化した社会において、これを一律に示すことは難しくなっています。自立した個人が自ら考え、互いに話し合い共生しながら、手順書や模範解答のない問題に取り組み、よりよい答えに向けて一歩ずつ進んでいく「自立と共生」の柔軟な社会づくりが必要です。

その鍵は、個人や地域社会の知識、知恵の量と質を高め、「知」の力が社会や経済を動かす「知識基盤社会」に対応し、それぞれの持つ個性や能力を発揮できる人を育てることにあると考えます。

そのために、各人が自己を高めるとともに、困難にも協力して取り組むことができるよう、その基礎となる主体性と社会性を育てる教育を目指します。

3 目指す人間像

上記のように、滋賀の将来像を実現する主体は、そこに生きる「人」であり、明日の滋賀を担う人を育て、そして、人の力を十分に生かすことのできる社会をつくることが求められます。

このため、本県では、進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた「近江の心」を受け継ぎ、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り拓く力を備え、国際社会の一員として活躍できる人を、滋賀が目指す人間像として教育に取り組んできました。

変化を一層速めている今日の社会情勢において、予測される様々な困難を乗り越えていくためには、一人ひとりが自立し、多様な人々と互いに支え合いながらともに生きていくことが求められます。同時に、こうした社会の中におかれているからこそ、私たちの礎としてある滋賀の先人たちの知恵と足

跡に学び、それを今に生かしていくことで、よりよい明日、確かな未来を創っていくことが、一層求められているところです。

そこで、これらの視点を踏まえ、これまでの教育のさらなる発展を目指すため、以下の3点を「滋賀が目指す人間像」とします。

■ 自立し、様々な人々や自然と共生できる人

一人ひとりが基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、これらを活用して論理的に思考し、自主的に判断し、それを表現できる力を育み、自立して生きることのできる人を育てます。

そして、個人や社会の多様性を尊重し、世代や文化の違いを超え多様な価値観を認め合い、自然と調和しながら支え合いともに生きていくことのできる人を育てます。

■ チャレンジし、新しい時代を切り拓く力を備えた人

社会の変化の中で、自らに誇りを持ち、描く夢や目標に向かって勇気を持ってチャレンジし、新たな価値を創造していくことのできる力を持った人を育てます。

■ 「近江の心」を受け継ぎ、地域社会に貢献できる人

進取の気質とともに公の心を重んじ、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人々が育み、拠り所としてきた「近江の心」の精神を受け継ぎ、地域に愛着を持ち、貢献できる人を育てます。

「近江の心」とは、

- 中江藤樹先生の言葉である「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にすること
- 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の言葉にある異文化を理解すること
- 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- 琵琶湖とともに生き、自然を大切にしてきた近江人の環境を大切にすること

4 本計画における教育の基本目標

「滋賀が目指す人間像」に向け、本県ではこれまで、子どもの自ら育つ力を損なうことなく、確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさ身に付けることができるよう、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める

教育の推進～」を教育の基本目標として取り組んできました。

この基本目標は、子どもの生きる力を育てる不易の指針であり、今後も、この目標に向けて引き続き取組を進めていくことが求められます。

また、これからの時代において、生きる力をさらに育てていくためには、多様化する教育課題に対応できるよう、学校や家庭、地域、企業など、社会全体で子どもを見守り、子どもの育ちを支えていくことが一層必要です。さらに、学校だけでなく、生涯を通じ主体的に学び、その成果を社会に還元し、互いにつながり、絆を深め、よりよい社会を築き上げていくことも、これまでも増して求められています。

こうした取組により、人と人が学び合い、支え合い、共に育つことができるようになり、そして、こうした社会がそこに住む人々のさらなる学びや育ちへとつながっていきます。

この教育の循環の輪を太く、強くしていくために、滋賀の教育の基本目標を、次のとおり掲げます。

「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり
～学び合い支え合う『共に育つ』滋賀の教育～」

< 3つの基本的方向性 >

基本目標に向けた3つの基本的方向性を設け、施策の総合的な推進を図ることとします。

(方向性1).....子どものたくましく生きる力を育みます

激しく変化する社会の中で、子どもが新しい時代を切り拓き、郷土への愛着と誇りを持ってたくましく歩んでいけるよう、一人ひとりの能力や個性を伸ばし、人間力を培うことが求められます。

学習指導要領の理念を踏まえ「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育み、自らを高めていける自立した人、多様性を認める共生の中で力を合わせ課題に取り組むことができる人を育てていくことが必要です。

そのためには、自ら学ぶ姿勢や態度とともに、相手の意見を「聞く」力、コミュニケーション能力、その基盤となる言語力などを身に付けさせ、主体性と社会性を育てることが重要です。

また、子どもが将来、社会において自立し、社会に参画して、豊かで生き甲斐を感じられる生活ができるよう、勤労観・職業観等の価値観の確立や自己の実現が図られるよう、導いていくことも大切です。

こうした点を踏まえ、「子どものたくましく生きる力を育む」教育施策を推進します。

(方向性2) 子どもの育ちを支える環境をつくります

教育の一層の振興を図るためには、子どもと日々向き合う学校や家庭、地域が、教育力を一層発揮するとともに、そのための環境づくりを進めることが求められます。

魅力と活力ある学校、信頼される学校づくりを進め、教職員の教育力の向上を図るとともに、社会全体で子どもを育てていくことができるよう、学校と家庭、地域が一層連携し、全ての人が教育に関わっていくことが必要です。

また、東日本大震災や、子どもの「安全・安心」を揺るがす事故・犯罪の発生は、学校防災・防犯対策、子どもが自らの命を守る防災・防犯教育の必要性を浮き彫りにしています。

深刻ないじめの現実からは、何よりも子どもの最善の利益を確保すべきことや、教育に関わる全ての人が力を合わせるべきことが、再認識させられたところです。

こうした点を踏まえ、「子どもの育ちを支える環境をつくる」教育施策を推進します。

(方向性3) すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興します

人はその生涯を通じて学び、育ち、自らの向上と自己実現に向けたそれぞれの歩みを進めています。こうした主体的な学びの場を充実させ、生涯学習の一層の振興を図ることが求められます。

これからの時代においては、学びの成果が社会に還元されることや、スポーツなどを通じて、人と人、人と社会のつながりを育み、さらには、全ての人が共に育ち、よりよい社会を創っていくことを目指し取り組んでいくことが必要です。

人口の減少や少子化・高齢化などの社会の変化に伴い、男女や年齢を問わず、一人ひとりが生涯を通じて社会的課題への学びを深め、その力を発揮し、社会に参画していくことが、一層求められるようになっていきます。

また、本県の豊かな自然や歴史、文化に学ぶことは、人生に豊かさと潤いを与え、郷土への愛着や誇りを育むことにもつながります。

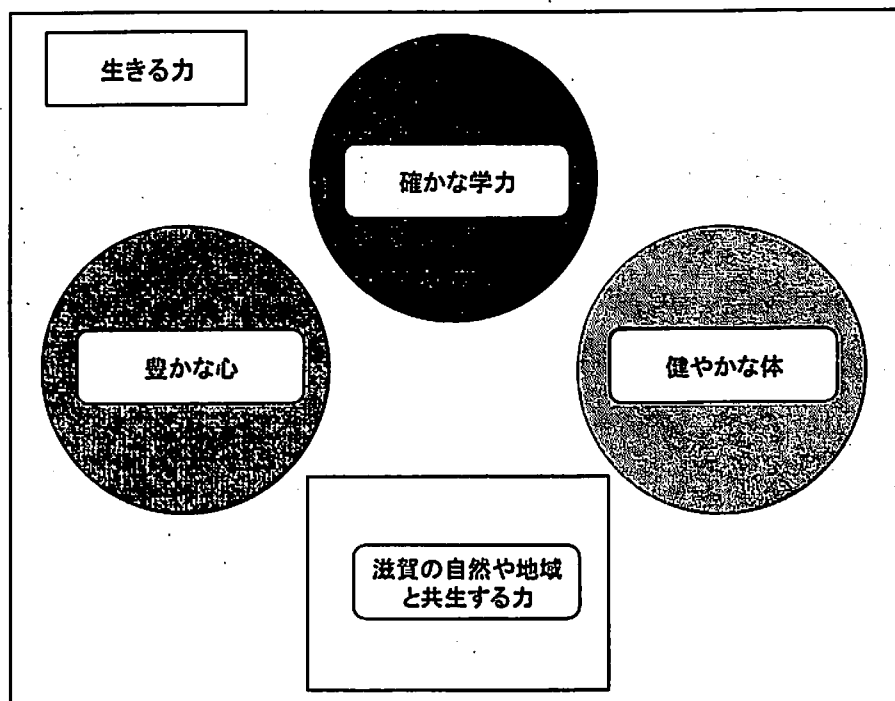
こうしたことを踏まえ、「すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する」教育施策を推進します。

第4章 今後5年間に実施する施策と重点取組

第4章においては、前章で掲げた3つの基本的方向性ごとに、今後5年間に取り組むべき教育施策の柱について整理します。

柱1 子どものたくましく生きる力を育む

本県においては、生きる力を「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の3点に、「滋賀の自然や地域と共生する力」を加えたものを指すこととします。



1 「確かな学力」を育む

(1) 子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善の推進

子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。

ー 〈主な取組〉

- ⇩ 「全国学力・学習状況調査」の結果を基に身に付けるべき力を明確にし、評価問題の作成と実施、その結果の検証等を通じた授業改善を市町教育委員会と連携して図っていきます。また、学力向上プロジェクトチームによる「全国学力・学習状況調査」などの結果のさらなる分析、児童生徒の学習や生活の状況の把握を踏まえた学力向上策の検討を行い、これに向けた手だてを発信し、市町や学校と課題を共有しながら、各学校の実情に応じた改善策を実施します。
- ⇩ 小学校低学年から、学習中の姿勢や聞く態度、発表する態度、課題に取り組む姿勢など学びの姿勢や態度を身に付けさせる指導に努めます。
- ⇩ 基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、朝の10分間読書等の読書活動、ペアやグループでのコミュニケーション、説明や発表等、学習指導要領に則り、各教科等を通じた言語活動の充実を推進します。また、観察・実験の機会を増やすとともに、自ら課題を見つけ、探究し、解決するといった探究的、課題解決的な学習の充実を図ります。
- ⇩ 「確かな学力」をより効果的に育てるため、グループで学び合う活動や、自分の考えを伝え合う活動を取り入れた共同的な学び、ICTの活用を含めた協働型・双方向型の学習を推進します。
- ⇩ 少人数学級編制や少人数指導等の利点を生かし、児童生徒の発表や話し合いの機会を増加させるとともに、一人ひとりの理解の程度や習熟の程度等に応じたきめ細かな指導の一層の推進を図ります。
- ⇩ 学力向上の課題に応じて学校に指導主事を派遣し、教員の指導力向上を図ります。
- ⇩ 子どもの思考力や表現力を高めるために発問を工夫するなど授業改善を図ります。また、児童生徒との質疑応答を通して評価能力を高めるとともに、その学習成果を確かめる評価問題を研究・活用し、授業改善に生かせる力が付くよう指導に努めます。
- ⇩ 学習評価の実施にあたっては、児童生徒の学習意欲を喚起するものとなるよう留意し、教科・科目の特性を踏まえつつ、客観的な把握に基づく信頼性・妥当性のある評価の充実を図ります。
- ⇩ 放課後等も利用して学習の補充を行うための取組を進めるとともに、

家庭と連携して、自ら進んで行う家庭学習、予習復習等の習慣化を図り、学校と家庭の連携による授業づくり、主体的な学びの充実を推進します。

- ↓ 幼児が遊びの中で好奇心や思考力の芽生えを培うこと、多様な体験を重ねる中で言葉による伝え合いをすることなど、一人ひとりが発達に必要な経験ができるよう、保育の質の向上に向けた取組を充実させます。

(2) 社会全体の変化に対応して新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

一 〈主な取組〉

- ↓ 英語等の外国語能力を育てるため、小学校における外国語活動、中・高等学校の系統的な英語教育等を進めます。高等学校では英語の授業は英語で行うことを基本とし、英語を使って言語活動をするなど、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。また、英検等の技能検定の活用等を促進します。
- ↓ 語学力やコミュニケーション能力を育むため、ALTの活用や海外留学の促進、大学や国際・留学生交流団体との連携による国際教育の充実、国際交流の推進等を図り、主体性や積極性、チャレンジ精神、異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生することのできる態度や能力等を備えたグローバル人材の育成を目指します。
- ↓ コンピュータ等の情報手段を安全で適切に活用できるようにすることや情報社会におけるコミュニケーションのルールやマナーを身に付ける学習活動を推進します。
- ↓ インターネット上のトラブル等に関して被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育成を図ります。
- ↓ 社会の変化に対応した職業教育の充実のため、地域の企業等との連携によるインターンシップ等の体験活動や技術者による指導等の取組を推進します。
- ↓ 社会的・職業的自立に向けて必要な能力を育成するため、地域や産業界と連携・協働した取組を推進し、幼児期の教育から高等学校までの各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。
- ↓ 先進的な理数教育の充実を図るため、スーパーサイエンスハイスクールを核として、高大連携により先端的な科学技術に触れる機会を増やすなど、大学や研究機関と連携した取組を推進します。

2 「豊かな心」を育む

(1) 社会性や思いやりの心の育成

子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。

— 〈主な取組〉

- ✦ 幼児期においては、身近な大人との信頼関係を基盤に、他の幼児との関わりを通して、他者の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや、「よいこと・悪いこと」に気付くなどの道徳性の芽生えを培います。
- ✦ 生命の大切さや思いやりの心を育む道徳教育の推進を図るため、指導体制を整えるとともに、読み物資料の活用や魅力的な教材の開発、子どもが活発に考えや意見を発表し合う授業づくりを進めます。
- ✦ 児童生徒理解と相互の信頼関係に根ざした生徒指導を充実させるとともに、子どもが自主的、主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくような活動を通して、子どもの自己存在感や自己有用感を高め、規範意識の醸成を図ります。
- ✦ 規範意識や責任感、社会生活上のモラルなどの社会性を培うため、心の教育、子育てをテーマにした講演会の開催など家庭や地域と連携し、啓発活動を推進します。
- ✦ 豊かな人間性や人間関係を築く力を培うため、人と人との絆を深め、感性を養うとともに、感動、本物、仲間などが実感できる体験活動を意図的、計画的に推進します。また、子どもが質の高い文化芸術に触れ、豊かな心や感受性を育むことができるよう、びわ湖ホールにおいて本物の舞台芸術に触れる「ホールの子」事業など、文化施設における子ども、若者向け公演・展示や体験プログラムの充実を図ります。

(2) 人と人との絆を深める豊かな人間関係の育成

子どもが豊かな人間関係をつくることができるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。また、児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。

— 〈主な取組〉

- ✦ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼児の発達の段階に応じて、個に応じた保育と協同して遊ぶ経験の充実を

図ります。

- ⚡ 人との関わりを深めたり、規範意識の芽生えを培ったり、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を育むために、幼児期から集団で生活する等、異年齢で関わる機会を設けることを推進します。
- ⚡ 自分も他の人も大切に作る集団づくりに向け、児童生徒による自発的、自治的な話し合い活動を進めます。また、学級会や児童会活動・生徒会活動の活性化を図り、子ども自らがいじめの未然防止に取り組むなど、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。
- ⚡ 豊かな人間性や人間関係を築く力を培うため、人と人との絆を深め、感性を養うとともに、感動、本物、仲間などが実感できる体験活動を意図的、計画的に推進します。(再掲)
- ⚡ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、子ども一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育成するため、男女共同参画の視点に立ち教育を進めます。
- ⚡ 全国高等学校総合文化祭滋賀大会を契機に、文化芸術活動を通して創造性や感性を磨き、多様性を受け入れることのできる豊かな人間性を育みます。

(3) 互いの人権を尊重する心や態度の育成

子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。

— 〈主な取組〉

- ⚡ 人権を尊重する実践的態度を身に付けるため、身近な教材の活用や「参加・協力・体験」を取り入れた指導方法等について実践・研究を行い、授業改善に努めます。
- ⚡ 一人ひとりを大切にした「環境づくり」「授業づくり」「仲間づくり」の実践・研究を通して、子どもの自尊感情を高め、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。
- ⚡ 子どもが自己実現を図れるよう、課題や背景を学校・園(所)、関係機関が共有しながら支援できる連携体制の充実を図ります。
- ⚡ 教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育に係る指導力の向上を目指す教職員研修の充実を図ります。

3 「健やかな体」を育む

(1) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。

また、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、健やかな体の育成に一層取り組みます。

― 〈主な取組〉

- ⚡ 学校体育の充実を図るための教員の資質向上に向け、体力向上指導者養成研修や武道等の実技講習会、授業実践交流、学校体育研究発表大会等の開催に取り組みます。
- ⚡ 体育・保健体育科の授業では、発達段階を踏まえた体育や保健の体系化と系統性を明らかにした上で、指導内容の明確化を行い、児童生徒の課題解決的な学習を促進し、体力向上支援プログラム（DVD）の活用や研修会の開催等により授業改善の推進を図ります。
- ⚡ 心肺機能や骨の形成、青年期における運動・スポーツ活動や体力の向上の基礎となるよう、公益財団法人滋賀県体育協会や大学等と連携・協力し、家庭でできる実践事例を示すなどの取組を進め、幼児期の運動（遊び）・スポーツ活動の充実を図ります。
- ⚡ 児童の運動習慣の確立のため、学校や地域における1日30分運動を推進します。特に、朝や業間、放課後に、毎日、全校児童が取り組む10分間運動の促進により、「子どもを運動（遊び）好きにするための取組」の一層の推進を図ります。
- ⚡ 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会といった全国規模の大会が県内で開催されることを見据え、子どもがスポーツに関心を持ち、健やかな体を育てられるよう運動部活動の活性化等に取り組みます。そのために、優れた実践・実績のある学校での実地研修や講習会等による指導者のリーダーとなる教員の育成、公益財団法人滋賀県体育協会や大学等と連携した外部指導者の発掘、派遣など、指導者の育成・確保を進めます。
- ⚡ 学校教育の一環として行う運動部活動に生徒が自主的、自発的に参加し、自己存在感や自己有用感を高めるとともに、学習意欲を向上させ協調性、責任感、連帯感を身に付けられるよう、各学校の実情や生徒の発育発達段階に応じた適切な指導に努めます。また、大会で勝つこ

とのみを重視し、過重な練習を強いることがないよう適切な練習時間を設定して、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導に努めます。

- ✚ 県内の総合型地域スポーツクラブなどにおける、子どもが運動（遊び）、スポーツを体験できるプログラムの提供により、地域コミュニティの場を形成するとともに、スポーツ少年団とも連携することで子どものスポーツ環境の充実に努めます。
- ✚ メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患を抱える子どもの増加、喫煙、薬物乱用、性に関する問題等の課題解決に向け、教職員を対象にした講習会・研修会の開催や各種手引き等の活用により、健康教育の充実を図ります。
- ✚ 子どもの健康教育の推進を図るため、各学校で作成した学校保健計画、保健室経営計画をもとにして、学校保健委員会において学校医、家庭、地域および関係機関の理解と協力を得て、組織的な取組を一層展開します。

(2) 健全な心身を育む食育の推進と生活習慣の向上

食育や、生活習慣の改善・向上について、学校、家庭および地域が連携・協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

一 〈主な取組〉

- ✚ 子どもの食の自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向け、学校と地域の連携を図り、学校教育活動全体で食育を推進します。そのために、各教科等の指導計画や子どもの実態を踏まえた食に関する指導の全体計画等の作成、PTA行事とタイアップした講習会の開催等による家庭・地域への啓発に取り組みます。
- ✚ 学校給食に地場産物を活用することで、地域の生産者への感謝の気持ちと食への愛着心を育みます。
- ✚ 子どもの生活習慣の改善、向上を図るため、望ましい生活リズムを身に付けさせる「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動等において、引き続き家庭や地域と連携した取組を進めます。

4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進

郷土への愛着や地域に貢献しようとする態度を育むため、琵琶湖をはじめとした豊かな自然、それと人間の活動が一体となって形成された文化的景観、伝えられてきた優れた文化財、多彩な文化芸術や滋賀の先人の教え、工芸品や農産物等、多くの地域資源を教育活動に一層生かしていきます。

＜主な取組＞

- ⚡ 文化財関係施設等の人材を学校の教育活動に生かし、出前講座、文化財保存修理の工事見学会や現場説明会、遺跡や出土品を活用した体験学習など、郷土の歴史や文化財を学ぶ機会の充実に努めます。
- ⚡ 博物館、美術館などを利用した子どもの文化・芸術体験等、様々な地域資源を生かした取組を充実し、子どもが多彩な文化に触れるよう努めます。
- ⚡ 琵琶湖博物館の資料を活用した学校利用を促進し、自主的な問題発見と学びを応援する取組を推進します。
- ⚡ 地域社会の一員としての自覚を高めるため、地域の文化財や自然を守る取組などボランティア活動や地域活動へ積極的に参加するよう家庭や地域に働きかけます。

(2) 自然体験活動を取り入れた実践的な環境教育の推進

子どもが、自然とのつながりや関わりに関心を持ち、主体的に行動できる力を身に付けられるよう、豊かな自然を活用した体験学習や、実践的な学びを重視した環境教育を推進します。

＜主な取組＞

- ⚡ 「湖の子」体験学習のプログラムや「やまのこ」森林環境学習のプログラムなどの自然体験活動を実施します。また、自然体験活動の系統的な取組に向け、各発達段階に合わせ、体験活動を効果的に推進します。
- ⚡ 一人ひとりが世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識するため、琵琶湖をはじめとする地域環境を生かし、環境問題やエネルギー問題についての教育を充実します。
- ⚡ 自然との共生や環境に配慮した生活、環境保全活動への参加など、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人育てを目指し、環境学習を充実します。

- ④ 環境学習に関する情報収集・提供、環境学習の企画支援、人材育成ネットワークづくりなど、環境保全行動につながる環境学習を推進します。

(1) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けられるよう配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

さらに、特別支援学校における児童生徒増加への対応策を着実に進めます。

＜主な取組＞

- ✦ 発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに即し、幼稚園から高等学校まで一貫性のある指導となるよう小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成を一層進めるとともに、教職員の専門性の一層の向上を図れるよう必要な支援を行います。
- ✦ 就学先の決定にあたっては、子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう必要な支援を行います。
- ✦ インクルーシブ教育システムの構築を踏まえた就学指導が行われるよう、望ましい就学相談システムの構築や、就学相談関係者の専門性の向上を図るため、必要な相談・助言を行います。
- ✦ 小・中・高等学校に在籍する児童生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導が充実するよう、教員の特別支援教育に関する研修を進めます。
- ✦ 県立特別支援学校にあっては、児童生徒の一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応したきめ細かな指導を進め、持てる能力の伸長を図り、教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動を展開します。あわせて、地域の特別支援教育推進の中心的役割を担うセンターとして一層活用されるよう、専門性を高め、福祉等の関係機関との連携を推進しながら機能の充実を図ります。
- ✦ 県立特別支援学校の在籍者増加への対応策として、平成 24 年(2012 年)10 月に作成した「児童生徒増加への対応策」を推進するとともに、障害のある児童生徒の教育環境やインクルーシブ教育システムの構築等に向けて、「望ましい特別支援教育のあり方」を検討し、様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくり、学校間連携を推進します。

(2) 外国人児童生徒等への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する学習支援を推進します。

— 〈主な取組〉

- ↓ 日本語指導のための教員の加配や非常勤講師の派遣を行い、支援体制の整備を図ります。
- ↓ 母語による支援が必要な外国人児童生徒や保護者等が、学校と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、教員に対する実践的な研修の実施や母語が理解できる人材の活用による教育支援を行います。
- ↓ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が所属する学級において、児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、日本語学習教材の活用等を通じた日本語指導を実施します。

6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

(1) 社会的・職業的自立を目指すキャリア教育の推進

子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。また、本人の適性や希望を踏まえ、適切な進路指導を行います。

＜主な取組＞

- ✦ 子どもが、社会の一員としての役割を果たすとともに、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」など、自立して生きていくために必要な能力や態度を育成することを目標として、教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動等をはじめ教育活動全体を通じてキャリア教育を進めます。また、キャリア教育の実践が、より効果的になるよう、学校ごとに育成しようとする能力や態度の目標を定め、適切に評価を行い、具体的な教育活動の改善につながる取組を推進します。
- ✦ 将来の社会的・職業的自立を目指し、働く上で必要な能力や態度を養成するため、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点も意識しながら、各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育の充実を図ります。また、コミュニケーション能力をはじめとする社会人・職業人に必要とされる基礎的な能力の向上を図るなど、キャリア形成を支援します。
- ✦ 職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等必要な価値観を育成し、自己の将来を設計できるようにするため、小学校での職場訪問や社会見学、中学校での「中学生チャレンジウィーク」、高等学校でのインターンシップなどの体験を重視した活動や外部人材の活用等、地域や産業界と連携・協働した取組を推進します。
- ✦ 職業教育においては、専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業生活へ円滑に移行する準備および自己の将来の可能性を広げていくことができるよう、地域の企業等と連携しながら、取組の充実を図ります。

(2) 個々のニーズに応じた就労機会拡大に向けた取組の推進

特別支援学校における個々の児童生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、専門的な技能を習得し、実践力を高めるキャリア教育や職業教育の充実を図ります。

さらに、教育、福祉、労働の関係機関が連携し、一人ひとりの状態や希望

に応じた進路指導、就労支援を行うことで、学校から働く場への円滑な接続と就労機会の拡大を図ります。

— 〈主な取組〉

- ✦ 生徒たちの就労意欲を高めるとともに、働くことに必要な専門的な技能を身に付け、実践力を高めるため、企業等の知見を生かしながら作業学習の充実を図るとともに、企業等での就業体験を通じて、学校卒業後の職業的自立と社会参加に向けたキャリア教育や職業教育の充実を進めます。
- ✦ 就労先企業および現場実習先企業の一層の開拓を図るとともに、企業等における障害者理解を深め、雇用の促進や就業上の配慮の拡大などについて働きかけていきます。
- ✦ 学校から働く場への円滑な接続等を支援するため、教育、福祉、労働の各部局の横断的な連携をはじめ、労働局（ハローワーク）や滋賀障害者職業センターなど国の機関、経済団体、各圏域自立支援協議会や障害者働き暮らし応援センター等、障害のある人の就労を支援する機関との連携を推進し、障害のある生徒の就労に関する情報の共有化を図るなどして就労支援を充実します。

柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる

子どもが育つ上で大切な学校の教育環境の整備とともに、家庭や地域全体の教育力の向上を図るための施策、取組を進めます。また、学校・家庭が地域の一員として、子どもは地域の宝という意識を持ち、互いに連携・協力して子どもを育て、そのことが地域づくりやそこに住む人々の育ちにつながる環境づくりを目指します。

1 魅力と活力ある学校をつくる

(1) 魅力と活力ある学校づくり

将来にわたって、子どもが多様な学びの中で自らの進路を実現し、主体的・創造的に生きていくための力を身に付けるとともに、他者と共同できる社会性を育てていけるよう、魅力と活力ある学校づくりを進めます。

また、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程の工夫など、特色ある学校づくりを進めます。

— 〈主な取組〉

- ✦ 豊かな自然、歴史、文化、産業、地域コミュニティなどの様々な地域資源を生かした教育活動を推進し、地域に愛着を持ち、地域に貢献する児童生徒を育成する学校づくりを進めます。
- ✦ 高等学校に入学する子ども一人ひとりが、充実した学校生活を送る中で、希望する進路を実現し、また自己実現を図ることができるよう、「滋賀県立高等学校再編計画」を着実に実施し、魅力と活力ある学校づくりを推進します。
- ✦ 時代のニーズに対応した教育内容の見直しや、学校や生徒の実態に応じた創意ある教育課程の編成により、高等学校教育の活性化を図ります。
- ✦ 専門高校においては、専門分野に関する基礎的・基本的な知識・技術の習得に加え、インターンシップ等の体験活動により、専門分野に必要な実践力を身に付ける職業教育の充実を図るとともに、大学、産業界等との連携などを通じて、社会の変化に対応した職業教育を推進します。
- ✦ 大学等と連携しながら従来の高等学校教育の枠を超えた先進的な学習プログラムの開発・実践を進め、問題解決力、語学力、幅広い教養等を身に付けた人材の育成を図ります。
- ✦ 自立に向け必要となる能力を身に付けさせるとともに、進路等に応じて必要となる資質・能力を身に付けさせるため、高等学校ごとに学校

の特色や生徒の実態を踏まえた取組を推進します。

- ✦ 教員の子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を図るため、少人数学級編制や少人数指導等の実施に必要な教員の配置を検討します。また、教職員定数の改善について、引き続き国への政策提案を実施します。

(2).....信頼される学校づくり

学校の教育方針や活動について地域住民等からの意見を聞き、学校への理解や協力を得ながら、学校運営の改善に取り組みます。

— 〈主な取組〉

- ✦ 保護者や地域住民等と相互理解を図るため、学校ホームページ等を活用した積極的な情報提供を進め、学校評議員制度等を活用して学校関係者の意見を学校運営に反映させることにより、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ✦ 学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながる実効性の高い学校評価に取り組みます。また、学校の現状や課題の分析に基づいて評価の重点項目を見直すとともに、評価の公表にあたっては、アンケート結果に学校独自の分析を加えるなど、わかりやすい公表の仕方を工夫します。
- ✦ 地域とともにある学校づくりに向けて、学校と地域が組織的に連携・協働する体制をつくる学校支援地域本部事業や放課後子ども教室事業、コミュニティスクールの設置等の取組を推進します。

(3).....私学教育の振興

公教育の一翼を担う私学教育の振興を図るため、学校運営にかかる支援を推進します。

— 〈主な取組〉

- ✦ 学校法人が設置する私立学校の健全な経営と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校の人件費等経常的経費に対する助成等を行います。

(4).....高等教育機関を生かす取組の推進

本県では、積極的な大学誘致や大学設置を進めた結果、13の大学・短期大学、約38,000人の学生、約1,700人の教員が集まっています。

この「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献する取組を推進します。

— 〈主な取組〉

- ➡ 大学を核とした高等教育機関による地域貢献を推進するため、県内大学間の連携を強化するとともに、各種事業を支援することにより、大学・学生と地域の人々等による地域課題の解決や地域活性化に向けた取組を推進します。
- ➡ 高校生に特色ある学びの機会を提供するとともに、大学に対する理解を深めてもらうため、高等学校と大学との連携による体験講座や公開授業等、環びわ湖大学・地域コンソーシアムによる様々な取組を実施し、県内高等学校教育の活性化等を図ります。

(5) 修学の経済的支援の実施

経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、修学支援を行います。

— 〈主な取組〉

- ➡ 経済的理由により進学が困難な生徒への支援のため、修学資金の貸付等を行います。

2 教職員の教育力を高める

(1) 子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

教育愛と情熱にあふれ柔軟性と実践力を持ち、自ら学び続けようとする教員の育成と資質向上を図るため、OJTを取り入れつつ、高等教育機関とも連携しながら職務や経験の程度に応じた効果的な研修を進めます。

また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

＜主な取組＞

- 指定研修（ステージ研修、職務研修、マネジメント研修）と、希望研修（指導力向上研修、専門研修）を軸として、きめ細かな研修体系の構築に努めます。また、喫緊の教育課題に対応するための研修内容を取り入れるとともに、学校ニーズの把握に努め、研修の充実を図ります。
- 幼児期から児童期への学びの連続性を保障するため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続のための合同研修の充実を図ります。
- 児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、思考力・判断力・表現力等を育成し、「確かな学力」についての明確な学力観を持ち、子どもの能力を引き出すことのできる力を身に付けるための「授業力を高める研修」の充実を図ります。
- 教職員としての感性を高め、組織的対応力・危機管理能力を身に付けるための「生徒指導力を高める研修」の充実を図ります。
- 全ての教職員が発達障害等に関する知識・技能を身に付けられるよう、多様な教育的ニーズに応える「特別支援教育に係る研修」の充実を図ります。
- 教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育に係る指導力の向上を目指す教職員研修の充実を図ります。（再掲）
- 体罰を防止する望ましい指導方法等についての研究を行うとともに、「体罰防止マニュアル」等に基づき教職員のコンプライアンスを徹底します。

(2) 優秀で意欲のある人材の確保と適切な人事管理の推進

教員を志望する意欲のある大学生等を対象にした「滋賀の教師塾」の取組を充実させ、優秀な人材の確保に努めます。また、教職員一人ひとりの強みを生かし、効果的な人材育成を推進するとともに、それぞれの能力が十分に発揮できる人事配置に努めます。

＜主な取組＞

- ➡ 教員を志す強い意欲と情熱を持った大学生等を対象に実施している「滋賀の教師塾」の充実を図り、実践的な指導力や使命感を持った滋賀の教育を担う人材の育成・確保に努めます。
- ➡ 人事に関する様々な仕組みや制度を人材育成の観点から整理・体系化した「(仮称) 滋賀県公立学校教員人材育成基本方針」を策定し、その中で目指すべき教員像を明示するとともに、教員のライフステージに応じて求められる資質・能力を設定し、人材育成を着実に実施していきます。また、人事評価の改善に努め、教職員一人ひとりの能力が十分発揮できるような取組を推進します。
- ➡ 若手教員の育成を図るためには、日々の教育活動を通して教科指導等の実践力を身に付けることが最も効果的であることから、中堅教員をリーダーとして指名するなどOJTの仕組みを確立し、組織的な推進を図ります。
- ➡ 学校のマネジメント機能の強化や教員の負担軽減、児童生徒と向き合う時間の確保を図るため、副校長、主幹教諭の配置による学校のマネジメント力強化の推進および配置拡大による指導体制の充実を図ります。
- ➡ 教員一人ひとりの教科、年齢、適性等を考慮し、個々の持つ経験を生かし、能力が十分発揮できるように適材適所の配置に努めます。
- ➡ 特別支援教育に関する教員の力量を引き上げるため、小・中・高等学校と特別支援学校との人事交流を図ります。

(3) 教職員の健康管理と働きやすい職場づくりの推進

教職員が心身の健康を確保し、ゆとりを持って子どもと向き合えるよう健康管理に努め、特にメンタルヘルス対策の総合的・体系的な取組を進めるとともに、負担軽減対策等に取り組みます。

＜主な取組＞

- ➡ メンタルヘルス対策として、教育啓発や相談事業の実施、休職者に対する復職への支援等、予防段階から現場に復帰するまでの総合的な取組の推進を図ります。
- ➡ 教職員の疾病の予防や早期発見、早期治療につなげられるよう、健康診断を実施するとともに、事後措置や保健指導、健康相談の充実を図ります。
- ➡ 教員の負担軽減を図るため、事務作業等の見直しや計画的な実施などの工夫、部活指導にかかる外部指導者の有効な活用、超過勤務の縮減等に取り組みます。

3 安全・安心な学校・地域をつくる

(1) 全ての子どもにとって居心地のよい学校・地域づくり

いじめや不登校等の諸問題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の充実や、専門家や関係機関、地域との連携を進めます。また、いじめ防止対策推進法に基づきいじめから子どもを守るための仕組みづくりに努めます。

〈主な取組〉

- ↓ いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を策定し、国や市町、関係機関と連携して、いじめから子どもを守るための仕組みの構築など、総合的な対策に努めます。
- ↓ 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめ対策委員会を設置し、学校全体でいじめ対策に取り組めます。
- ↓ いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むため、教職員が日頃から子どもとの信頼関係を築き、子どものSOSを読み取る感性と適切に対応する力量を高めるなど、校内体制の充実を図ります。
- ↓ ネットいじめ等、インターネットにかかる問題については、子どもが被害者にも加害者にもならないように指導の充実を図るとともに、PTAや警察等の関係機関との連携を一層推進します。
- ↓ 子ども自身がいじめを許さない学校づくりに向け、児童会・生徒会によるいじめ問題への取組の充実を図ります。
- ↓ いじめの早期発見・早期対応や不登校等の生徒指導上の課題への対策の充実のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を推進します。
- ↓ 教員の子どもと向き合う時間を確保し、いじめなどの生徒指導上の課題への対応も含めたきめ細かな指導を図るため、少人数学級編制や少人数指導等を行うために必要な教員の配置を検討します。また、教職員定数の改善について、引き続き国への政策提案を実施していきます。
- ↓ 子どもを守り育てる環境をつくるため、家庭、地域、警察や福祉等の関係機関との緊密な連携を進めるとともに、国・県・市町が情報共有し、一体となって迅速な対応を図る体制づくりに努めます。

(2) 学校安全体制の整備の推進

子どもが事件や事故の被害に遭わないよう、教職員等の危機管理意識の高揚や地域と連携した見守り体制を推進します。

また、子どもの学校内での安全を確保するため、学校施設の耐震改修等

を進め、教育施設の整備に努めます。

— 〈主な取組〉 —

- ✦ 各学校と地域の協力による防犯体制の確保のため、スクールガードによる見守り体制の推進や児童が作成に関わった通学路安全マップの更新・充実を図ります。
- ✦ 教職員の危機管理意識を高めるため、不審者侵入時の対処方法を学ぶ研修の実施や各学校における防災教育推進の中核となる教員の育成を図ります。
- ✦ 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、早期の耐震化に向け引き続き計画的に取り組めます。
- ✦ 非構造部材も含めた耐震化や老朽化対策等、さらなる環境改善に向けて必要な整備を図ります。

(3) 子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

自然災害や不審者事案について、子ども自身が危険を予測し、その危険を回避することができる力を身に付け、さらに、地域の一員として防災・防犯活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

— 〈主な取組〉 —

- ✦ 各学校における防災教育の推進体制の整備のため、防災教育推進の中核として学校防災委員会の運営を担当する教員の育成を図ります。また、学校防災教育アドバイザーの専門的な立場からの助言を得ながら推進体制の充実を図ります。
- ✦ 児童生徒が防災・防犯に対する知識を深めるため、「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」や「学校防災の手引き」等を活用した授業を推進します。
- ✦ 災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を確保することができるよう、教育委員会と防災部局・機関とが連携・協力し、児童生徒の家庭への引き渡し訓練や避難所運営を想定した自治会等との連携による訓練等を推進します。
- ✦ 子ども自身が様々な暴力から自分を守るために何ができるかを考え、学ぶCAP（子どもへの暴力防止）プログラムの普及を図ります。

4 子育て環境支援の充実を図る

(1) 子育て、家庭教育を支える環境づくりの推進

家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、保護者や地域の人同士が子育ての経験や悩みを気軽に語り合える場づくりや、家庭教育の支援に関わる人材育成を進めます。また、全ての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進や、多様な働き方に対応した良質な保育サービスの提供を進めます。

＜主な取組＞

- ✦ 幼児教育に関わる、幼稚園、保育所、認定こども園、保健所等が、総合的に機能を発揮し保護者の子育てを支援する取組を推進します。
- ✦ 地域ぐるみで子どもの育ちを支える体制を構築するため、市町が行う子育てサポーターリーダーの養成や家庭教育支援チームによる相談対応・保護者支援等、地域における多様な人材の参画により、家庭教育を支援します。
- ✦ 家庭教育力の向上を図るため、子どもの発達段階に応じて、親同士が語り合いを行うことができるよう、「家庭教育学習資料」の充実に努めるとともに、各市町における語り合いを通じた親育ちの学習会の開催をPTAと連携して推進します。

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりに向け、虐待防止など子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援、インターネット上等の有害情報から子どもを守る取組などを進めます。

＜主な取組＞

- ✦ 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、関係機関と密接に連携を図ります。スクールソーシャルワーカーによる福祉的な支援のコーディネートや、児童虐待対応教員を中心とした被虐待児の継続的な支援に取り組みます。
- ✦ 非行防止や立ち直り支援等、子どもの健全育成を図るため関係機関と連携して支援体制の充実を図るとともに、学生ボランティアと協働した継続的な防犯活動（街頭啓発）等を実施します。

(3) 企業・事業所等と連携した家庭教育支援活動の推進

家庭教育を各家庭だけに任せるのではなく、社会全体で家庭教育を支える

ことができるよう、企業・事業所等との連携に努めます。また、働く保護者が子どもや地域と関わることのできる時間を十分に持てるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組の情報提供等を進めます。

— 〈主な取組〉

- ✦ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を推進し、参加企業・事業所の拡大に努めます。また、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などの支援に努め、質の充実に努めます。
- ✦ 子育てに関する情報提供や子どもの生活習慣づくりの重要性等にかかる企業等への啓発活動を進めます。

5 社会全体で子どもを育てる環境をつくる

(1) 地域の力を学校に生かす仕組みづくり

社会全体で学校や子どもの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進します。

〈主な取組〉

- ✦ 学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を担いつつ互いに連携し、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを進め、様々な体験活動や社会見学、文化財、文化施設の教育への活用などに地域全体で取り組みます。
- ✦ 地域とともにある学校づくりに向けて、学校と地域が組織的に連携・協働する体制をつくる学校支援地域本部事業や放課後子ども教室事業、コミュニティスクールの設置等の取組を、地域の公民館とも連携しながら推進します。
- ✦ 企業や団体等が学校において連携授業を行う仕組みとして「しが学校支援センター」⁶を整備しており、この仕組みを活用して各学校における企業や団体等との連携授業がより一層行われるよう、周知・啓発に努めるとともに、各校に配置する「学校と地域を結ぶコーディネーター」の研修機会の充実を図ります。
- ✦ 地域への愛着を育てるとともに、より一層の学校と地域の連携を図るため、地域の行事への子どもや学校の参加を推進します。

(2) 社会全体で子どもの育ちを支援する取組の推進と情報の発信

全ての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持てるよう、環境づくりを推進するとともに、県民の教育に対する関心を高めるための取組の充実を図ります。

〈主な取組〉

- ✦ 社会全体で子どもを育て、教育に関わる気運を高めるため、「滋賀 教育の日」の取組や各種媒体による情報発信を推進します。
- ✦ 日々子どもと向き合う保護者や教職員の支えとするため、体験に基づいた教育や子育てへの思いや願いを言葉として伝え、これまで本県で育まれた教育にかかる知見や実践を次世代に伝える取組を進めます。

⁶ しが学校支援センターでは、学校支援ディレクターを配置し、地域の人材や企業、団体等と学校間のコーディネートを行い、連携授業を推進する取組等を行っています。

柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

県民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学習し、協働することのできる体制やネットワークを整え、それぞれの得た学びを生かして社会に参画し、相互に支え合う環境づくりを推進します。全ての県民が心豊かでいきいきとした人生を築くことができるよう「生涯学習」を振興し、人と人、人と社会のつながりを育むことを目指します。

1 社会的課題に対応した学習の推進

(1) 環境に配慮した社会づくり

持続可能な社会づくりの実現に向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへと転換していくため、環境学習の充実を図ります。

＜主な取組＞

- 県民一人ひとりが、地球温暖化問題等を自らの課題として捉え、理解と認識を深め環境配慮行動の実践へつなげられるよう、低炭素社会づくり等にかかる環境学習を行う場の充実を図ります。
- 子どもから大人まで、自然体験学習をより実りあるものにするため、目的やテーマを対象に応じて設定することや、体験学習を通しての気づきや感想の分かち合いのステップを組み入れるなど、体系的な自然体験学習の充実を図ります。

(2) 人権尊重と共生の社会づくり

生涯にわたり社会を生きる一人ひとりが人権に対して正しい理解を持ち、全ての人にとってより住みやすい社会を形成していくための学習を推進します。

＜主な取組＞

- より多くの県民に、人権に対する理解を広げていくため、研修テーマや研修方法をよりニーズに合ったものにするなど工夫をしながら各種学習会や研究大会等を実施していきます。
- 性別による固定的な役割意識にとらわれることなく、一人ひとりがお互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を発揮し、多様な生き方が選択できる男女共同参画社会に向け、家庭、地域社会、職場における取組が加速するよう、情報や学習機会の提供を進めます。
- 社会のグローバル化や、少子高齢化による労働人口減少に伴い、外国

人住民の増加や定住化が進む中、誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指し、県民が、異なる文化を理解する能力を向上させ、豊かな国際感覚を身に付けられるよう、日本人住民と外国人住民の交流を図る場や、文化的背景、考え方などの相互理解が促進される場などの学習機会や情報を提供し、国際理解の推進を図ります。

- ✚ 外国人住民が安心して生活できるよう、多言語による行政・生活情報、学習機会の提供や生活相談窓口への通訳者の配置等を行います。
- ✚ 県民が、地域づくりや政治、経済などの社会の仕組みや社会との関わりについて理解を深める学びを推進します。

(3) 消費者教育、交通安全教育等の推進

一人ひとりが社会において安全に、よりよく生活していくために、日常の暮らしの中で必要な知識や情報を得られるよう、取組を推進します。

— 〈主な取組〉 —

- ✚ 高齢者をねらう消費者犯罪やオンラインゲーム、SNSなどによる未成年者をねらう悪質な手口の消費者犯罪が増加していることなどから、幅広い年齢層に向けた出前講座やセミナー等において被害の防止等にかかる学習機会の提供や支援を図るなど、消費者教育を推進します。
- ✚ 消費者被害の低年齢化の傾向が見られることから、関係機関からの講師派遣や教材の提供などを得ながら、学校における消費者教育の推進を図ります。
- ✚ 交通安全にかかる知識や意識の向上を図るため、警察本部ふれあいチームや学生ボランティア、各警察署および民間交通安全ボランティア等が連携し、交通安全教育車「近江ふれあい号」等の活用や交通安全情報紙の発出等により交通安全教育を推進します。

2 健康づくりと生涯スポーツの振興

(1) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

年齢や性別、障害等を問わず、全ての県民が「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツを行えるよう、地域における運動・スポーツ活動の充実を推進します。

— 〈主な取組〉

- ④ 県民の運動・スポーツの習慣化に向け、平成36年(2024年)開催予定の第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会など全国規模の大会の開催を見据え、スポーツ関係団体、健康づくり関係団体等と連携した運動・スポーツの啓発や機会づくり等の取組を一層推進します。また、本県の特色である琵琶湖を活用したスポーツを振興し、子どもが地域で育つ上で誇りの持てるまちづくりやスポーツを始めるきっかけづくりへとつなげていきます。
- ④ 県民の主体的な健康づくりの活動を推進するため、健康づくりに関する啓発や必要な健康情報の提供を行うとともに、ライフステージに応じた学習機会の充実を図ります。
- ④ 県民に夢と感動を与え、地域の活力づくりに寄与することにつながるジュニア選手の発掘・育成を図るため、優秀な選手や指導者を確保するなど、持続的な育成が可能な体制づくりを推進します。また、女性アスリートや指導者への支援を図り、女性が安心して競技できる環境整備に取り組みます。
- ④ 障害者のスポーツへの参加機会を拡充していくため、地域におけるスポーツの場づくりや、障害等に関して配慮が必要な事項についての研修を含めた指導者の養成、障害者スポーツの啓発、学校教育における運動・スポーツの活動との連携を推進します。

(2) スポーツ環境の整備・充実

県民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備・充実を図ります。

— 〈主な取組〉

- ④ 県民がスポーツの持つ魅力や醍醐味に触れ、感動を味わうなどスポーツへの関心を高めるきっかけとなるスポーツ観戦の機会を拡大するため、市町、スポーツ団体、企業等と連携し、「観るスポーツ」の情報発信に努めます。
- ④ 地域に密着したスポーツ環境である総合型地域スポーツクラブの育成、

充実のため、大学生が運営やスポーツ教室の指導者として参画できるよう、仕組みの整備を図ります。また、魅力あるクラブづくりを通じた自主財源確保など、クラブの自立運営に向けた支援を図ります。

- ◆ 競技スポーツ、生涯スポーツの指導者の育成に向け、広域スポーツセンター、スポーツ関係団体、大学等との連携による指導者育成システムの充実を図ります。
- ◆ 県立社会体育施設については、第79回国民体育大会の開催や、県民スポーツ活動の充実を視野に入れて、今後、計画的な整備・充実について検討します。

3 魅力ある文化の振興と歴史文化に親しむ機会の充実

(1) 文化芸術や文化財の持つ魅力の発信

多様な文化芸術や文化財、そして本県の福祉の歴史の中から生み出され、育まれてきたアール・ブリュット¹について、「美の滋賀」づくりをはじめとする取組の中で、その魅力を広く発信するとともに、教育・観光等の幅広い分野で活用し、人々が文化芸術や歴史文化に親しむ機会の充実を図ります。また、次代の文化芸術の担い手の育成等を進めます。

＜主な取組＞

- ✦ 県民が多彩な文化に触れ、地域への理解を深める機会を得られるよう、美術館・博物館等の文化施設の充実を図るとともに、県民の声を反映させながら、特色ある事業展開を進めます。特に近代美術館については、現在休館中の琵琶湖文化館の機能を引き継ぎつつ、特色ある滋賀の「美」の魅力を発信する拠点（新生美術館）となることを目指して、整備に向けての取組を着実に進めます。
- ✦ 県民の感性や創造性を養うとともに、多様な価値観を受け入れ、共有できる社会づくりを進めるため、アール・ブリュットの発信を進めます。
- ✦ 子どもが質の高い文化芸術に触れ、豊かな心や感受性を育むことができるよう、文化施設における子どもや若者向けの公演・展示や体験プログラム等の拡充を図ります。びわ湖ホールにおいては、本物の舞台芸術に触れる「ホールの子」事業を推進します。また、陶芸の森においては、創作体験を行う「つつっこ」プログラムを推進します。
- ✦ 子どもが感動体験を重ねることができるよう、特別支援学校への文化・芸術の専門家の招聘や、障害のある子どもとない子どもが本物の文化芸術に触れ共に体験する交流・共同学習等に取り組みます。
- ✦ 第39回全国高等学校総合文化祭滋賀大会を契機とした文化芸術活動の振興と次代の文化芸術の担い手の育成に向け、各学校における授業や部活動等を通じ、文化芸術の魅力を伝えるなど、普及や啓発の一層の推進を図ります。

(2) 文化財の保存・継承、活用の推進

県内の豊かな有形、無形の文化財を保存・継承し、活用していくために、

¹ フランスの芸術家ジャン・デュビュッフェ氏が考案した言葉で、美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術とされています。障害者の芸術だけを指すものではありません。本県では、戦後間もない時期から糸賀一雄先生ら先人たちが進めてきた福祉施設での自由な造形活動が今も盛んに行われ、優れた作品が数多く生まれています。

地域の文化財を地域の暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にすることを育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組んでいきます。

— 〈主な取組〉 —

- ✦ 文化財の適切な保存・継承のため、文化財保存基金等を有効に活用した保存修理等の実施や、地域の人々との協働による保存活用の仕組みづくりなどの取組を推進します。
- ✦ 伝統や文化を大切にすることを高めるため、県内の歴史的建造物や美術工芸品等の修理現場の公開や説明会、遺跡を生かした講座・探訪事業、祭礼や民俗芸能の紹介等の事業を推進します。
- ✦ 地域と博物館をつなぐコア・サポーターであり、地域で文化財の保存・継承と活用を推進するリーダーとなる人材の育成を図ります。

4. 生涯学習の場の充実

(1) 社会教育体制等の整備推進

県民の学びの欲求に応えることができるよう、各市町の公民館等における学習機会の充実に努めるとともに、社会教育関係団体や、高等学校、大学等と連携して学習機会の充実に努めます。

— 〈主な取組〉

- ✦ 各市町の社会教育担当者や公民館関係者を対象とした研修会を通じて、地域の課題解決に向けた学習機会の提供や地域活動の支援を目的とした講義の充実を進めます。
- ✦ 県立高等学校における開放講座の実施や市町、大学等との連携による淡海生涯カレッジの開校などを通じて、県民に向けた生涯学習機会の提供を推進します。
- ✦ 外国人住民の日本語に関する理解の促進など、市町や関係団体、ボランティアとの連携による学習機会の提供を図ります。

(2) 学習情報提供・学習相談の充実と地域で実践する生涯学習社会づくり

県民の生涯学習を支援するため、一層、講座情報の収集や未登録団体へ情報提供を働きかけることで「におねっと」の内容充実を図るとともに、利便性の向上を図ります。

また、生涯学習の推進を図るため、公民館、図書館などの地域にある身近な所で、主体的に学習活動が行える、学びの場づくりを支援します。

— 〈主な取組〉

- ✦ 様々な主体が実施する学習講座などの情報を一元化し、広く県民に向けた幅広い学習情報や学習機会を提供します。
- ✦ 身近で気軽な学びの場づくりのため、公民館など地域で行う講座に対して、県・県関係機関、企業・団体等から人材を派遣し、地域の課題に応じた学習ができる環境を整備します。

(3) 読書環境の整備と読書活動の推進

県民の主体的な学びを推進するために、読書環境の充実や読書活動の推進を図ります。特に、子どもが読書意欲を高め、読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの読書活動を推進します。

— 〈主な取組〉

- ↓ 県民の学びの場を充実する観点から、県立図書館における資料の整備を図るとともに、司書のレファレンス能力など専門性の向上を図ります。
- ↓ 県立図書館から市町立図書館に対し、図書資料の提供や司書の研修を行うなど、図書館の連携体制の充実に努めます。
- ↓ 教員の研修や学校図書館の活性化、朝の10分間読書の推進等を通じて学校における読書環境を整備し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。また、読書率が低い高校生に向け、ビブリオバトルの普及を図ります。
- ↓ 家庭における読書の普及・啓発や地域における読書ボランティアの育成・研修を行うなど、家庭・地域・学校を通じて社会全体で子どもの読書を推進します。
- ↓ 子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について、広く県民への広報・発信を行います。

(4) 学びの成果を社会に生かす仕組みづくり

県民がボランティア等として学びの成果を生かせるよう、福祉や環境等の分野や、学校支援活動、社会教育施設等における活動の機会提供の充実を図ります。

また、生涯学習を行う人々が、学びを通して多くの人とつながり、学びがより豊かなものになるよう、交流や情報交換の場づくりを支援します。

— <主な取組> —

- ↓ ボランティア、NPO活動に必要な知識や技術に関する学習機会や団体相互の交流、情報交換を行う場などを提供し、活動の活性化やネットワークづくりを支援します。
- ↓ 学校教育において地域の人々が自らの学びの成果を生かすことができるよう、教育活動の充実のために必要な人材に関する情報の地域への発信やコーディネートを推進します。

重点課題への取組

今後5年間にわたり特に重点を置くべき課題や喫緊の課題について整理して掲げ、それらへの取組について、総合的な推進を図ります。

1 「確かな学力」を育むために

<課題>

○ 学力の向上

平成25年度(2013年度)「全国学力・学習状況調査」の結果によると、特に小学校で全国平均正答率との差が広がっており、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得等が必要です。また、全国と比べ小学校国語の記述式の設問等で正答率が低く、根拠を明確にして自分の考えを書くことや、学習意欲等に課題が見られます。

○ 社会の変化に対応し、新たな時代を切り拓く力の育成

人口減少社会、少子高齢社会の進行や、グローバル化、情報化の進展の中、新しい時代を切り拓く力を備えた人材の育成が求められます。



<方向性>

○ 「確かな学力」の一層の育成

子どもに「確かな学力」を身に付けさせるための授業改善等を進めます。

✦ 学びの姿勢や態度を身に付ける指導と、基礎・基本の徹底、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲を高める取組

✦ 探究的、課題解決的な学習の充実、共同的な学び、協働型・双方向型の学習の推進

○ 新たな価値を主導・創造する教育の推進

子どもが社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓いていくために必要となる知識・能力の育成を図ります。

✦ 困難に立ち向かい主体的に課題を解決していく力の育成

✦ 新たな価値を創造し、イノベーションを実現する人材の育成



<施策・取組>

(1) 学力の向上

ア 学力向上プロジェクトチームによる「全国学力・学習状況調査」の詳細な分析、児童生徒の学習や生活の状況の把握、授業研究や授業改善などの学力向上策の検討

イ 学力向上に向けた手だてを発信し、各市町や学校と課題を共有しながら組織的に改善策を実施

ウ 学びの姿勢や態度を身に付ける指導の充実

エ グループで学び合う活動や共同的な学びの推進

オ 放課後等を利用した学習補充など個に応じたきめ細かな指導の推進

カ 言語力・コミュニケーション能力、外国語能力の育成、国際理解教育・理数教育等の推進

キ スーパーサイエンスハイスクール等、大学や研究機関と連携した取組の推進

(2) 教育力の向上

ア 子どもに一方向的に教え込むのではなく、互いに議論させるなど子どもの力を引き出し学習意欲や主体的な学びを導く力、コーディネート力等の向上を図る取組の充実

イ 教職員一人ひとりが十分に能力を発揮できる人員配置への努力

(3) 学ぶための環境を整える

ア 朝読書や業間運動、家庭学習等による学習習慣、生活習慣の一層の改善・定着

イ 学校、家庭、地域等の連携による、社会全体で子どもを育てる環境づくり

ウ 修学支援などの経済的支援

2 いじめを許さず、子どもの「安全・安心」を守るために

<課題>

○ 揺らぐ子どもの「安全・安心」

いじめや体罰の問題、子どもが被害者となる災害や事故、犯罪、不登校などの生徒指導上の課題等に対応し、子どもにとって居心地のよい学校、安全・安心な環境をつくることが求められています。

⚡ 深刻ないじめや体罰への対応

⚡ 東日本大震災が浮き彫りにした一層の防災対策の必要性

⚡ 子どもが犠牲になる事故や犯罪への対策

⚡ 不登校などの生徒指導上の課題に対する適切な対応



<方向性>

○ 子どもにとって居心地のよい学校づくり

いじめや体罰から子どもを守り、子どもにとって居心地のよい学校づくりを推進します。

○ 学校等における安全・安心の確保

ソフト・ハード両面での学校防災・防犯対策とともに、子どもが自らを守るための知識や技術を身に付ける教育を推進します。

○ 生徒指導上の課題への対応の充実

不登校などの生徒指導上の課題に対応するため、きめ細かな対応を進めます。



<施策・取組>

(1) いじめを許さない教育の推進

ア いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を策定し、国や市町、関係機関と連携して、いじめから子どもを守るための仕組みの構築など総合的な対策を推進

イ 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめ対策委員会を設置し、学校全体でのいじめ対策を推進

ウ 教職員が子どものSOSを読み取ることができる感性と、適切に対応できる力量などの向上

エ 子どもに対していじめ問題を正しく理解させるとともに、子ども自身がいじめを許さない学校づくりに取り組み、自ら解決していく力を育成

オ いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための相談体制の充実と家庭・地域および警察や福祉等の関係機関との連携

カ 国・県・市町が情報共有し、一体となって迅速な対応を図る体制づくり

(2) 体罰のない教育の推進

ア 体罰を防止する望ましい指導方法等についての研究

イ 子どもが何でも気軽に話せる環境づくり、相談体制の充実

ウ 校内における実態把握に必要な体制の整備と、学校と教育委員会の情報共有による迅速な対応の徹底

(3) 防災・防犯対策の推進

ア 学校におけるソフト・ハード両面での防災・防犯対策、事故防止対策の推進

イ 子どもが自らの命を守る力を身に付けるための防災・防犯教育、交通安全教育の推進

(4) 生徒指導上の課題への対応

不登校などの学校不適応の未然防止や早期発見を図るため、子どもを取りまく環境の調整を含めた支援の充実

3 「健やかな体」を育むために

<課題>

- **子どもの体力の向上**
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、全国と比べ小学校において体力合計点が依然低い状況にあるなど、体力の一層の向上が求められます。
- **成人スポーツの実施率の向上**
成人の定期的な運動・スポーツ実施率は全国平均を下回っており、誰もが気軽にスポーツに親しめるようにしていくことが必要です。
- **子どもの健全な心身の育成**
心身の成長の基礎となる望ましい食習慣や生活習慣を身に付けることが必要です。



<方向性>

- **子どもの運動習慣の確立**
体力向上等の基礎となる力を培うため、学校や地域において小さいころから運動習慣を身に付けるための取組を進めます。
- **生涯スポーツの振興**
県民の運動・スポーツの習慣化に向けた啓発やスポーツに親しむ機会づくりを進めます。
- **望ましい食習慣の確立**
子どもの食の自己管理能力や望ましい食習慣の習得に向け、食育を推進します。



<施策・取組>

(1) 子どもを運動好きにする取組等の一層の推進

- ア 幼児期の運動（遊び）・スポーツ活動を充実させるため、家庭のできる実践事例等を提供
- イ 学校や地域における1日30分運動、体力向上支援プログラムのDVDを活用した授業実践、学校での10分間運動など「子どもを運動（遊び）好きにするための取組」の一層の推進
- ウ 運動部活動活性化のための外部人材も含めた指導者の育成・確保等
- エ 学校体育における指導内容の明確化および授業改善の推進

(2) 誰もが親しめるスポーツ活動の充実

- ア 第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会など全国規模の大会の開催を見据え、スポーツ関係団体等と連携した運動・スポーツの啓発や機会づくりの一層の推進
- イ 多様なスポーツ活動を身近で気軽に楽しめる総合型地域スポーツクラブの育成、充実

(3) 学校・家庭・地域が連携・協力した食育の推進

- 食に関する講習会の開催等による家庭・地域への啓発とともに、学校給食への地場産物の活用等に取り組む

4 「近江の心」を受け継ぎ育むために

<滋賀の教育の特色や強み>

○ 自然を生かした環境教育

豊かな自然を生かした自然体験活動や実践的な環境教育による自然や地域と共生する力の育成に取り組んできました。

○ 地域資源を活用した教育

本県の豊かな歴史、伝統・文化、偉大な先人の心や実践に学び、これを受け継ぎ生かしていくことで郷土愛を育て、生きる力を育んできました。



<方向性>

○ 自然や地域と共生する力を育む

これまでの実践で培った滋賀の教育の特色や強みを生かし、自然や地域と共生する力を一層育てていきます。

○ 「近江の心」を生かす教育

「近江の心」を受け継いで、これを拠り所として、自らに誇りを持ち、困難にもチャレンジして、新しい時代を切り拓いていく人材を育てます。



<施策・取組>

(1) 本県の自然や文化、地域に学ぶ体験活動の推進

ア 「湖の子」や「やまのこ」、「たんぼのこ」等の体験活動を意図的、計画的に推進

イ 本物の舞台芸術に触れる「ホールの子」事業や創作体験を行う「つちっこ」プログラムの推進

ウ 学校支援地域本部事業や放課後子ども教室など、地域と連携した取組の推進

エ 地域社会の一員としての自覚を高める取組の推進

オ 地域環境を生かした環境学習の推進

(2) 本県の歴史に学び、親しむ取組の推進

ア 郷土の歴史や文化に学ぶ取組の推進

イ 本県の文化財の保存と活用、魅力の発信

(3) 生涯にわたる学びの推進

本県の豊かな歴史に根ざした伝統・文化を生かし、生涯にわたって学び、人と人、人と社会、そして人と自然のつながりを育む

ライフステージごとの重点取組

人が生まれ、育ち、社会を担っていく中で、豊かで充実した生活を送っていくためには、各ライフステージに応じた教育という視点が重要であることから、これまで述べてきた施策をはじめとする取組等についてライフステージごとに整理し、体系的に表します。

1 学校・家庭・地域等の役割と連携

乳幼児期（0～6歳ごろ）

<ライフステージの特色>

- 家族や身近な大人との間に愛着関係を形成する。
- 愛情に基づく関係の中で、人に対する基本的な信頼関係が育まれる。
- 人との関わりを深め興味・関心の対象を広げる。自分以外の他者の存在に気付く。
- 遊びを中心とした友だちとの関わりを通じ、社会性の基礎を獲得する。
- 言葉やイメージで考えることができるようになる。

<望まれる教育>

- 自分を大切にできる心、他人のことも大切にできる心を育む。
- 人や自然と関わることの楽しさ、人の役に立つ喜びを感じさせる。
- 食事や排せつ、衣服の着脱等の自立や睡眠などの生活リズムの形成を図る。
- 遊びの中で十分に体を動かす。
- 数や言葉に関心を持てるようにする。

幼稚園・保育所・認定こども園、保健所等各主体が総合的に機能を発揮するとともに密接な連携により生きる力の基礎を培う

<家庭>

- 子どもと一緒に話をする中で、対話する力を育む。
- 家族等との間に愛着関係を形成する。
- 基本的な生活習慣を身に付けさせる。

<幼稚園・保育所・認定こども園等>

- 自然や友だちとのふれあいや遊びの機会の充実を図る。
- 道徳性の基礎を培う。

<地域>

- あいさつや言葉遣いで大人がよい手本を示すなど地域全体で教育に関わる。

<家庭、幼稚園・保育所・認定こども園等、地域の連携>

- 家庭と幼稚園・保育所・認定こども園等と地域が連携して、生活習慣や学習習慣づくり、遊びの機会の確保、道徳性の基礎づくり、対話する力の育成などに取り組む。
- 安全確保や見守り、虐待の早期発見・未然防止など、地域全体で子どもの育ちに関わる。
- 子どもの健康の確保などのため、保健、医療および福祉の各分野が連携する。
- 質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、小学校との円滑な接続を図る。

児童期（6～12歳ごろ）

<ライフステージの特色>

- 言語能力や認識力が高まり、興味や関心が生活の場から外の世界へ広がる。
- 自然への関心が高まる。
- 歴史的な事柄に思いを馳せることができる。
- 知的な活動が充実し、自分を客観的にとらえたり、物事を分析したりできるようになる。
- 友だちや社会への関心が高まる。集団の規則を理解して行動できるようになる。

||

<望まれる教育>

- 基礎的・基本的な知識・技能を習得させる。
- 知識・技能を活用し、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成する。
- 子どもが自ら学習に取り組む意欲を養う。学習習慣や学習規律を確立する。
- 自分のことを大切にするとともに、他の人も尊重し、思いやる心を育む。
- 集団や社会のルールを守る態度や善悪を判断する力などを身に付け、規範意識の基礎を形成する。
- 自然や美しいものに感動する心など、情緒を涵養する。
- 互いの違いを認め合いともに生きていこうとする態度を育む。
- 自主性、自立性を身に付ける。
- 将来の生き方を考え、夢や希望、あこがれる自己のイメージを持てるよう導く。
- 昔の暮らしや祭り、地域の文化財について関心を深める。

||

学習習慣や生活習慣の定着、豊かな体験等により、生きる力を育む

<学校>

- 授業を通して言語能力、認識力、自然への関心を高め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る。また、抽象的、論理的な思考力・判断力・表現力等を身に付けることができるように導く。
- 主体的な学びや共同的な学びに取り組む。
- 身の回りのことへの関心を高め、社会生活のきまりを理解するよう指導する。
- 集団のルールづくりや、集団の目標達成に主体的に関わる力を育てる。
- 係活動や縦割り活動、自然や地域とのふれあいなどの機会を設ける。

<家庭>

- 善悪の判断や基本的な生活習慣の定着を図るとともに、家事の手伝いや役割分担などを通して自主性や規範意識の基礎をつくる。
- 家庭学習の習慣を育て、定着を図る。

<地域>

- 地域全体で教育に関わり、安全・安心の確保のための見守り等を進める。
- ボランティア活動などにより、社会に参加する機会をつくる。

<学校、家庭、地域の連携>

- 学校での学びと家庭学習との連携を図り、子どもの「確かな学力」を育てる。
- 様々な体験活動や、文化財、文化施設の教育への活用などに地域全体で取り組む。また、学校支援地域本部等による学校と地域の連携を推進する。
- 企業等による家庭教育への支援として、滋賀県家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）による取組を推進する。

青年前・中期（12～18歳ごろ）

<ライフステージの特色>

- 思春期の悩みと混乱を経て、大人の世界の入り口に立つ。
- 親や友だちと異なる自分独自の内面の世界に気付き、悩みや葛藤の中で、自らの生き方を模索し始める。やがて、いかに生きるかという課題に真剣に取り組むようになる。
- 事実だけでなく、仮想の問題についても、論理的な思考ができるようになる。
- 高次の認知能力を備える。知識・技能を主体的、能動的に獲得し、豊富にしなが、自ら選択と決定を行い、独自の人生を歩み始める。

<望まれる教育>

- 自分を見つめ、その個性や適性を伸ばしていくよう導く。
- 自己の行動についての見通しや計画を持つ力、社会の一員として他者の善意や支えに感謝し、これに応える気持ちや、公德心、国際的な視野を育てる。
- 自己を生かせる生き方や進路を考え、勤労観・職業観等必要な価値観を確立し、具体的な職業選択へと進んでいくよう導く。
- 人権の意義や重要性、普遍性を理解できるようにする。
- 地域の文化財を守り、伝統・文化を大切にすることを育む。

一層高度で幅広い知識を身に付けるなど、生きる力の伸長を図り、社会的自立へ導く

<学校>

- 論理や思考などの知的活動やコミュニケーション能力、言語活動、観察・実験などの知識・技能を活用する学習活動に取り組む。
- 幅広い教養を身に付けさせ、得意分野を伸ばす。
- 国際的視野を育てる。
- 学級活動や部活動、生徒会活動を通じ、自己有用感等の獲得を図る。
- 情報社会への正しい知識を身に付け、適切に対応できる力を育てる。
- 社会の変化に対応し、専門分野の知識や実践力の向上を図る職業教育を推進する。
- 社会の一員として、様々な課題に主体的に関わり解決を図ろうとする力を育む。
- 最新の科学技術に触れる大学・研究機関と連携した教育を推進する。
- 運動部活動の活性化などによる体力の向上を図る。

<家庭>

- 大人への移行を果たそうとする子どもを見守り、対話し、理解し合い、将来の職業や進路についてともに考える。

<地域>

- 職場体験や自然体験、ボランティア活動などの場を提供する。
- 伝統・文化に親しみ、これを大切にすることを育てる。

<学校、家庭、地域の連携>

- 学校での教育は、論理や思考などの知的活動や知識・技能を活用する学習活動などにおいて、高度なものになることから、家庭と連携した学びに引き続き取り組む。
- 部活動への地域人材の活用など、地域全体で学校を支援する。

青年後期、成人期（おおむね18歳以上）

生涯を通じて主体的に学ぶことができる生涯学習社会づくりを進める

＜地域全体での取組＞

- 環境に配慮した社会づくりや、人権尊重と共生の社会づくりなど、社会的課題に対応した学習を進め、学習成果を地域や社会に還元していく。
- 運動やスポーツの裾野を広げ、誰もが気軽にスポーツを楽しめる生涯スポーツの振興を図る。
- 本県の豊かな歴史に培われた文化財や多彩な文化、自然などに学び親しむことで、生活を豊かで潤いのあるものにしていく。
- 個人の学びの成果をボランティアやNPO活動、学校教育を支援する活動などに生かす。
- 親同士の語り合いなどを通じた親育ちの学習会等により、家庭教育力の向上を図る。
- 自分自身の知識や経験を生かし、子どもの学びを支援するなど、次世代を育てる取組を進める。
- 学習情報の提供や学習の場づくり、学びの成果を社会に生かす仕組みづくり等により、生涯を通じた主体的な学びを支援し、生涯学習社会づくりを推進する。

2 ライフステージごとの県の取組の整理

生きる力を構成する「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」の4つの分野とともに、「社会で自立する力」について、ライフステージごとに主な取組を整理し、掲げます。

項目	乳幼児期	児童期	青年前・中期	青年後期・成人期		
1 確かな学力 (生涯を通じて学ぶ力の育成)	子育て・家庭教育支援 など	学力向上プロジェクトチームによる学力向上策の検討・実施 コミュニケーション活動の充実による言語能力の伸長 共同的な学びや探究的、課題解決的な学習の充実 グループ学習、ICT活用等による協働型・双方向型の学習 少人数学級編制等の利点を生かしたきめ細かな指導 子どもの確かな学力を身に付けさせるための授業改善、教員の指導力向上 放課後の活用等の学習の補充 家庭と連携した家庭学習、主体的な学びの充実の推進 外国語能力の育成(外国語活動)(系統的な英語教育)(英語に触れる機会の充実) 国際教育の充実、国際交流の推進 理数教育の充実	スーパーサイエンスハイスクール、 大学、研究機関等との連携 社会の変化に対応した職業教育	全ての人が 共に育ち社会 を創る生涯 学習の振興 社会的課題 に対応した 学習の推進 県民に向け た生涯学習 機会、情報 の提供の推 進 県立図書館 等における サービスの 充実等		
	保育の質の充実	生涯を通じて学ぶ力の育成				
		幼小連携	小中連携		中高一貫・中高連携	高大連携

項目	乳幼児期	児童期	青年前・中期	青年後期・成人期
2 豊かな心		規範意識や責任感、社会生活上のモラルなどの社会性、情報モラルの育成		多彩な文化・芸術に触れ、親しむ機会の充実
		体験活動等の意図的、計画的な推進		
		児童会・生徒会活動の活性化、自らいじめの未然防止に取り組む活動の推進		
		道徳教育の推進、全ての子どもに居心地のよい学級づくり		
	一人ひとりの自尊感情を高める「環境づくり」「授業づくり」「仲間づくり」を推進するための実践・研究			
		教職員の人権感覚を高めるとともに、人権教育にかかる指導力の向上を図る		
3 健やかな体		小学校10分間運動の検証と充実		運動の啓発や機会づくり 生涯スポーツ等指導者育成 総合型地域スポーツクラブの育成・充実
	家庭・地域における幼児期からの運動支援、運動習慣確立		運動部活動活性化、指導者の育成・確保の推進	
		学校体育の充実を図るための教員の資質向上、授業改善の推進		
		ジュニア選手の発掘・育成		
		食の自己管理能力、食習慣の習得などの食育推進		
4 滋賀の自然や地域と共生する力		自然や伝統・文化を生かした教育活動の推進		文化財の適切な保存・継承 伝統・文化を大切にする意識の高揚
		持続可能な社会の実現を目指す環境教育の推進		
		地域の文化財や博物館、美術館等の教育への活用		
		地域活動等を通して、地域社会の一員としての自覚を高める		
		文化財講座・史跡探訪、修理発掘現場の公開等		
5 社会で自立する力		各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育		
		地域・社会や産業界と連携・協働した取組		
			就労等に向けた指導や支援	
			県立特別支援学校キャリア教育総合推進事業の推進	

3 ライフステージに応じた教育の推進に向けて

<学校をつなぐ>

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校等それぞれにおいて、子どもの発達に関わりながら、連続性を持って指導・支援していくことが求められます。

各学校等の間における教育内容の連携や、児童生徒の交流など、円滑な接続と一貫した取組を進めることにより、ライフステージをつなぐ教育を推進します。

□幼児期と小学校

- ・幼児期から小学校へ円滑に移行できるように、幼稚園・小学校の教職員による合同の研修会を実施し、接続期の教育課程について理解を促進します。
- ・新入生が小学校の学習や環境になじみにくい状況があることから、幼児と小学生が行事等で交流する機会を積極的に設けるなど、連携を進めます。

□小学校と中学校

- ・小学校における専科指導等専門性を生かした指導の工夫や、小・中学校の教職員による合同の研修会を実施するなど、学習指導や生徒指導について理解を促進します。
- ・中学校の教員による出前授業や小学生の中学校体験入学など、中学校の学習や生活を体験できるよう連携を進めます。

□中学校と高等学校

- ・高等学校における学習や生活に適應できるように、進路説明会や体験入学の機会を設けるなど連携を進めます。
- ・キャリア教育や進路指導に係る連絡協議会など中・高等学校の教員の交流を進めます。
- ・中高一貫教育校における6年間の計画的・継続的な教育活動を展開し、一人ひとりの学力の定着・向上を図り、自己学習力、探求心、表現力のある生徒を育てるとともに、それらの成果の普及に努めます。

□高等学校と大学等

- ・生徒の主体的な進路選択と学習意欲の向上を目指して、大学等での連続講座や研究室への訪問、大学教員による出前講座などを実施し、高等学校と大学等との連携を推進します。

<各主体・分野をつなぐ>

教育を担い、支えているのは、教科指導を中心とした教育活動を行う「学校」とともに、言葉や基本的な生活習慣、生活能力を育む「家庭」、多様な人間関係や自然環境を通じた学びの場である「地域」などの各主体です。

各ライフステージでは、これらの主体がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら社会全体で子どもを育て、社会と共に育っていくことが求められます。

また、行政においても、教育だけでなく、福祉、労働の各分野との連携が必要で

す。そして、各主体や分野がライフステージを通じた教育の視点を持ち、取組をつなげていくことで、ライフステージに応じた教育の一層の推進を図る必要

があります。そのために、各主体がライフステージをつなぐという意識を持ちつつ、相互に連携していけるよう、取組を進めていきます。

第5章 計画の推進のための方策

1 教育に関わる各主体の役割分担と連携

教育の振興に関して、県には、国または市町との間での適切な役割分担を踏まえて教育行政を実施することが求められています。

具体的には、県域の処理を必要とする教育事業の実施および高等学校、大学等の設置管理、市町に対する教育条件整備のための支援、市町における教育事業の適正な実施のための指導、助言、援助を担うものとされています。地方分権改革の進展や市町の状況を踏まえつつ、これらの役割分担を明確にし、連携しながら、事業の適正な実施のための教育行政運営に努めます。

また、県民の参画のもと、学校、家庭、地域、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して社会全体で子どもの育ちを支え合うことによって、施策の推進を図ります。

2 各部局の横断的な取組

教育に関わる施策は、教育委員会が所管する分野だけではなく、知事部局や警察本部が所管する分野を含み、県の組織が横断的、総合的な推進を図ることが必要です。

例えば、本県の豊かな自然や文化、地域の産業などを学校教育に生かす取組や、環境や福祉に関する学びの推進などにより、教育の内容の充実を図ることが必要です。

また、子どもを守り、健やかな育ちを支援することや、職業的な自立、社会参画を促すことなど、教育と密接に関わる各分野との一体感のある取組も求められます。

さらに、生涯学習の取組においても、人権尊重や共生社会づくり、社会への参画や安全・安心の確保にかかる知識の取得など、教育と他分野との間に横ぐしを入れることで、多彩で豊かな学びができるよう目指していくことが重要です。

こうしたことから、滋賀県教育振興基本計画推進本部の活用などによる各部局の横断的な取組を一層推進していきます。

3 点検評価・進行管理・計画の見直し

本計画に関わる施策の実施に当たっては、PDCAサイクルの考えに基づき、毎年度、計画に基づく教育施策の実施状況、成果指標・事業目標の達成

状況、施策の効果や課題等について点検・評価を行い、その結果を広く県民に公表するとともに、翌年度以降の施策の展開に反映させながら、社会経済情勢の変化などにも対応した実効性のある計画推進に努めます。

また、計画期間中であっても、滋賀の教育をめぐる状況の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

さらに、国の制度や施策の変更、教育改革の動きを踏まえた適切な推進方を講じるとともに、必要に応じて国への提案、働きかけを行います。

成果指標・事業目標

注	指標・事業	指標の説明	左記指標の設定理由	H24実績	目標数値					目標設定の考え方	所管課等																								
					H26	H27	H28	H29	H30																										
1	教員が授業中の働きかけや子どもの学習活動を分析し、相互に研修する回数	全国学力・学習状況調査の学校質問紙において「授業研究を伴う校内研修を昨年度、何回実施しましたか。」という質問に対して「年間11回以上」実施していると回答する学校の割合	授業研究を数多く実施している学校は学力の定着が見られる。授業研究が学力向上につながる取組として有効と考えられることから、その取組回数を学力の向上に向けた指標として設定した。	小学校 21.0% 中学校 6.6%	80%	80%	80%	80%	80%	夏期休業を除く月1回程度実施する基準で年間11回以上の授業研究を目標とした。全員が1回、研究授業を実施すると、この目標を達成できる規模の学校が約8割であることを考慮して目標数値として80%を設定した。	学校教育課																								
												2	「国語の授業の内容がよく分かる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において「国語の授業の内容はよく分かりますか。」の質問に対して、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	「基礎的な読解力の不足」が本県の課題の一つである。全ての教科の基礎である国語の授業の内容がよく分かることと回答している児童生徒の割合を見ることが、必要な授業改善の実施につながることから、指標として設定した。	小学生 36.6% 中学生 15.3%	→	→	→	→	小学生 40% 中学生 30%	学力や学習意欲の向上を見る指標として、全国平均値を10%近く上回る数値を目標とし、小学生を40%、中学生を30%と設定した。	学校教育課												
																								3	放課後を利用した補充的な学習サポートを実施する小学校の割合	全国学力・学習状況調査の学校質問紙において「放6学年の児童に対して、前年度に、放課後を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか。」という質問に対して「週1回以上」実施していると回答する小学校の割合	児童の学力や学習習慣の改善を図るため、補充的な学習サポートを充実させる必要があることから、学力の向上に向けた指標として設定した。	3.0%	18%	30%	30%以上	30%以上	30%以上	全国平均を上回る数値を設定した。	学校教育課
5	「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙において「自分にはよいところがあると思いますか。」の質問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合	自尊心は学力と密接な関係があるとともに、いじめ問題の解消にもつながるため、一人ひとりの自尊心を高めていくことが重要であることから、指標として設定した。	小学生 78.0% 中学生 64.2%	→	→	→	→	→	小学生 83% 中学生 70%	全国平均を上回る数値を設定した。	人権教育課 学校教育課																							
													6	人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	「人権教育の推進体制および人権学習と研修についての調査」による小・中・高等学校・特別支援学校のうち人権教育において「参加・協力・体験」的な学習を行っている学校の割合	人権を尊重する社会づくりの主体となる児童生徒の育成のためには、学習方法の工夫が必要であり、「参加・協力・体験」的な学習展開が必要不可欠であることから、指標として設定した。	84.0%	→	→	→	→	100%	全ての学校において「参加・協力・体験」的な学習が展開されることを目指し、数値を設定した。	人権教育課											
																									7	主体的に文化芸術活動に取り組む高校生の割合	高校生の文化部加入率	創造性豊かな人間性を育むとともに、文化芸術活動の振興と文化芸術の担い手を育成するため、文化部に加入する生徒を増やす必要があることから、指標として設定した。	24.4%	26.4%	27.4%	27.4%以上	27.4%以上	27.4%以上	豊かな人間性を養い、創造性あふれる教育活動に取り組む高校生の増加を目指し、数値を設定した。
8	小学校10分間運動の実践校数	朝や昼間、放課後を利用し、全校児童を対象とした10分間の運動を実践している学校数	子どもの運動習慣を確立し、体力・運動能力の向上を図るため、指標として設定した。	19校	→	→	→	→	→	全小学校 (227校)	H26目標は19校で実践し、その成果の普及により5年後には全小学校での実施を目指し、設定した。	スポーツ健康課																							
													9	子ども体力向上授業実践交流に参加する小学校教員数	小学校体育の公開授業を設定し、その実践交流に参加する教員数	体育授業の充実を図るため、体育が専門でない小学校教員が、体育授業の実践交流に参加することが重要であることから、指標として設定した。	230人	230人	230人	230人	230人	230人	毎年度、体育主任以外で各校1名以上の参加を目指し、設定した。	スポーツ健康課											

注	指標・事項	指標の説明	左記指標の設定理由	H24実績	目標数値					目標設定の考え方	所管課等
					H26	H27	H28	H29	H30		
10	中・高等学校教員の運動部活動指導者研修会受講者数(累計)	中・高等学校の運動部活動指導者を対象とした体罰防止・安全面の研修会を受講した教員数	運動部活動において、生徒の自主性や主体性を引き出すとともに、体罰防止、安全面についての指導力の向上を図る知識を学ぶことが必要であることから、指標として設定した。		600人	900人	1,200人	1,500人	1,800人	研修会を受講した教員が毎年300人ずつ増加することを目指し、設定した。	スポーツ健康課
11	柱1-4 「生涯の自然や地域と共生する力」を育む 県内公立登録博物館を学校教育で訪れた県内小・中学校の児童生徒数	県内公立登録博物館9館を学校教育において、公立登録博物館を利用して児童生徒が団体受付で訪れた小・中学校の児童生徒数	学校教育において、公立登録博物館を利用して児童生徒が郷土学習や文化財学習に取り組むことが重要であることから、指標として設定した。	24,807人	25,300人	25,800人	26,300人	26,800人	27,300人	県内公立登録博物館を訪れる小・中学校の団体利用人数が前年度比で2%程度ずつ増加することを目指し、設定した。	文化財保護課
12	柱1-5 共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進 「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	障害のある児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、教育的ニーズに対応した指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行う取組を進めるため、指標として設定した。	小学生 74.8% 中学生 66.0% 高校生 32.3%					小学生 100% 中学生 100% 高校生 80%	過去の作成率の伸び以上に、作成率を向上させるよう、目標を設定した。	学校支援課
13	「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、幼稚園から高等学校まで一貫性のある指導とするための「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	福祉、医療、労働等の関係機関との連携による教育的支援の取組を進めるため、指標として設定した。	小学生 36.3% 中学生 32.6% 高校生 11.6%					小学生 80% 中学生 80% 高校生 50%	過去の作成率の伸び以上に、作成率を向上させるよう、目標を設定した。	学校支援課
14	柱1-6 多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進 特別支援学校高等部卒業生の就職率	特別支援学校高等部卒業生のうち、一般事業所に就職する生徒の割合	卒業生の職業的自立や社会参加の達成状況を計り、一層の推進を図るため、指標として設定した。	17.5%		25%			28%	直近の本県最高値24.9%(H20)をH27目標とし、以降、毎年1%増を目標とした。	学校支援課
15	柱2-2 教職員の教育力を高める 「生涯の教師塾」の卒業生による全課程の評価	受講者が卒業にあたり、将来、「教師として役立つ」と回答した割合	「生涯の教師塾」が実践力の向上等人材育成をひとつの目的としており、その有益度を高める必要があることから、指標として設定した。	96.0%	100%	100%	100%	100%	100%	これまでの取組の実績を踏まえ、全課程が将来、教師として役立つものとなることを目指し、目標を設定した。	教職員課
16	総合教育センターの行う小・中学校、市町教育委員会への出張支援	小・中学校および市町教育委員会の合計数に対する、総合教育センター職員の出張支援回数の割合	現場における研修機会の充実と拡充を図るため、教職員の実践力向上のために進めている小・中学校および市町教育委員会が主催する授業研究会、研修会への職員の派遣(出張支援)を進める必要があるため、その取組状況を指標として設定した。	44.0%	50%	50%	50%	50%	50%	現場における研修機会の充実と拡充の観点から、現状を上回る数値を目標値として設定した。	総合教育センター
17	県立学校施設の耐震化率	県立学校施設のうち、耐震化が完了している施設の割合	災害時の子どもの安全を確保するため、指標として設定した。	77.2%				100%	100%	H29の完了を目指し設定した。	教育総務課
18	柱2-3 安全・安心な学校・地域をつくる 学校防災委員会を年間3回以上開催した小・中・高等学校の割合	各学校に設置された学校防災委員会が年間3回以上開催されている学校数の割合	防災教育の組織的取組の確立に向け、学校防災教育の推進体制として学校防災委員会が適切に機能する必要があるため、指標として設定した。		50%				100%	全ての学校で各学期にそれぞれ1回開催されることを目指し、設定した。	スポーツ健康課
19	いじめの認知件数に占める解消しているものの割合	認知したいじめについて、認知した年度内に解消した割合	各学校(小・中・高等学校・特別支援学校)において、いじめが発生した場合に適切に対応することが重要であることから、指標として設定した。	90.4% (H23)	100%	100%	100%	100%	100%	いじめは子どもの心を苦しく傷つけるものであることから100%の解消を目標とした。	学校教育課

柱	指標・事業	指標の説明	左記指標の設定理由	H24実績	目標値					目標設定の考え方	所管課等
					H26	H27	H28	H29	H30		
20	柱2-4 子育て環境 支援の充実 を図る	家庭教育協力企業協定(しがらみ)の 締結企業・事業所数	家庭の教育力の向上に向けた取組づくりに、経営者・従業員をあげて自主的に取組を推進する目的で県と協定を結んだ企業・事業所数	1,249社	1,285社	1,300社	1,315社	1,330社	1,345社	新たに協定を締結する企業・事業所数を、毎年15社増やすことを目指し、設定した。	生涯学習課
21	柱2-5 社会全体で 子どもを育 てる環境を つくる	全ての小・中学校区において、学校支援 地域本部など学校と地域が組織的に連携・ 協働する体制を待つ学校の割合	学校支援地域本部やコミュニティ・スクール等で、学校と地域の連携体制を構築した学校の割合	44.0%	60%	70%	80%	90%	100%	国の教育振興基本計画に準じて、今後5年間に全ての小・中学校区において、学校と地域の連携体制の構築を目指し、設定した。	生涯学習課
22		学校支援ディレクターがコーディネートして、「学校支援メニュー」に係る連携提案 を実施した学校の割合	豊富な知識や経験を持つ地域や企業・団体等の人々との連携を図るため、学校支援ディレクターがコーディネートして、連携提案を実施した学校の割合	36.0%	40%	45%	50%	55%	60%	同様の取組を学校独自で実施している学校もあることから、県全体で60%をH30目標とし、毎年20校(5%)の増加を目標とした。	生涯学習課
23	柱3-2 健康づくりと 生涯スポー ツの振興	県内総合型地域スポーツクラブで指導する 有資格者数(累計)	県内総合型地域スポーツクラブで指導するスポーツ団体の有資格者や健康関連の資格を有する者の数	271人	471人	571人	671人	771人	871人	1年間で100人ずつ増加することを目標とした。	スポーツ健康課
24	柱3-3 魅力ある文化 の振興と 歴史文化に 親しむ機会 の充実	「千年の英つたえびと」の養成者数(累計)	仏教美術、神道美術および文化財保護などの基礎を修得した者の数		300人	500人	700人	900人	1,000人	毎年度200人程度を育成し、5年間で1,000人とすることを目標とした。	文化財保護課
25	柱3-4 生涯学習の 場の充実	「におねっと」の講座情報登録数	生涯学習情報提供システム「におねっと」において掲載している、行政や団体が実施する県民向け生涯学習講座の登録件数	1,848件	1,950件	2,100件	2,100件以上	2,100件以上	2,100件以上	生涯学習基本構想の目標数値であるH27目標の2,100件(全県で実施される講座数をおおむね網羅する数値)を当面の目標とし、以降はその水準を維持することを目標とした。	生涯学習課
26		県立図書館来館者数	県立図書館に来館する利用者数	254,000人	258,500人	259,000人	261,500人	264,000人	266,500人	利用者が漸減する中ではあるが、様々な取組を行うことで現在の水準を維持し、さらに毎年1%程度の向上を図る目標とした。	図書館